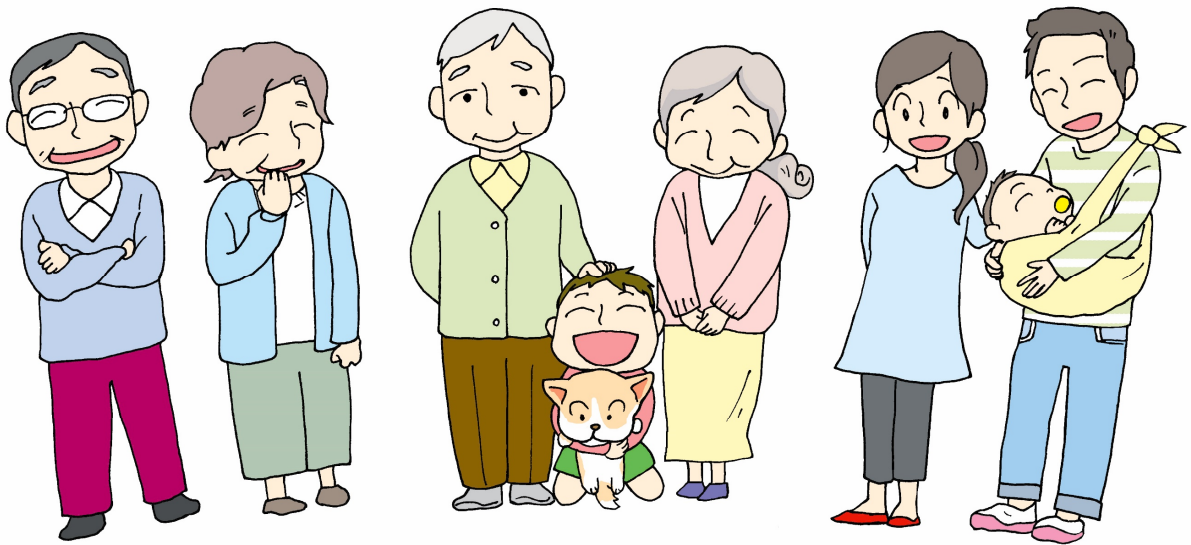


第4次有田市地域福祉計画

誰もが安心して暮らせる
「つながり」「支え合い」の笑顔輝くまち ありだ
～みんながつながり 一人ひとりを大切にし その人らしい幸せを育むまち～



令和8年3月
有田市

はじめに

近年、少子高齢化と人口減少の進行に加え、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、地域における人と人とのつながりは大きく変化しています。

こうした変化は、社会的孤立やひきこもり、生活困窮など複合的な課題を見えにくくし、深刻化させる要因にもなっています。

有田市では、平成24年に「有田市地域福祉計画」を策定して以来、令和4年3月に策定した「第3次有田市地域福祉計画」まで、地域福祉の推進に継続して取り組んでまいりました。

この間において、新型コロナウイルス感染症により、地域活動の自粛や人との接触の制限を余儀なくされた経験は、支え合いの大切さと、平時から誰もが安心して相談できる仕組みづくりの重要性を改めて認識させるものでした。

このたび策定した「第4次有田市地域福祉計画」では、基本理念『誰もが安心して暮らせる「つながり」「支え合い」の笑顔輝くまち ありだ』を継承し、「みんながつながり 一人ひとりを大切にし その人らしい幸せを育むまち」という想いのもと、時代の変化と多様化する課題に的確に対応する計画として取りまとめました。一人ひとりの幸せ「Well-being (ウェルビーイング)」を大切にし、年齢や障がいの有無、家庭の状況にかかわらず、必要な支援が確実に届く地域づくりを進めてまいります。

地域福祉の推進には、市民の皆様お一人おひとりの主体的な参加と、自治会をはじめとする地域団体、事業所、関係機関などとの連携・協働が不可欠です。誰一人取り残すことなく、互いを認め合い、支え合いながら、すべての市民が安心して暮らし、生き生きと活躍できる地域共生社会の実現に向け、今後も着実に取り組んでまいります。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました有田市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップにご協力いただきました市民の方々、各種団体・事業所ならびに関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

有田市長 玉木久登



目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 地域福祉とは.....	4
第3節 計画の位置づけ・期間.....	5
第4節 計画の策定体制.....	8
第2章 本市の現状と課題	10
第1節 市民アンケート調査結果からみる現状.....	10
第2節 団体・事業所アンケート調査結果からみる現状.....	16
第3節 中学生アンケート調査結果からみる現状.....	23
第4節 第3次計画の取組状況と今後の方向性.....	28
第5節 本市の課題まとめ.....	37
第3章 計画の基本理念と目標	41
第1節 基本理念.....	41
第2節 基本目標.....	42
第3節 新しい時代に合わせた地域福祉の推進.....	43
第4節 施策体系.....	46
第4章 具体施策の展開	47
基本目標1 つながりを育み支え合うまちづくり.....	47
基本目標2 包括的に支援するまちづくり.....	56
基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり.....	66
基本目標4 権利が守られ尊厳を持って暮らせるまちづくり.....	74
第5章 計画の推進	80
資料編	81
統計資料.....	81
用語集.....	90
策定経過.....	94
有田市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	95
有田市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	97

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

有田市（以下、「本市」という。）では、平成24年に「有田市地域福祉計画」、平成29年に「第2次有田市地域福祉計画」、令和4年に「第3次有田市地域福祉計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定し、「誰もが安心して暮らせる『つながり』『支え合い』の笑顔輝くまちありだ」を基本理念として、地域福祉の推進に取り組んできました。

第3次計画においては、福祉・人権教育による意識醸成、多様な交流の場づくり、包括的な相談支援体制の整備、成年後見制度の利用促進、防災・防犯対策の推進など、多面的な取組を展開してきました。これらの取組により、権利擁護推進協議会の設置や成年後見制度の利用促進を担う中核機関の設置、防災行政ナビ（ライフビジョン）アプリの構築、こども家庭センターの設置など、制度面での基盤整備の進展や、いきいき百歳体操やまちづくりサポーター活動など、既存組織を活用した施策でも一定の成果がみられました。

一方で、地域活動参加率や制度認知度が目標を大幅に下回るなど、整備された基盤を実質的に機能させ、より多くの市民に届けていくための情報発信や参加促進の工夫が課題として浮き彫りになりました。新たな住民参加の拡大、包括的支援体制の実効性確保、複合的課題への対応など、さらなる取組の強化が求められています。

近年、少子高齢化の進行、世帯構成の多様化、地域のつながりの希薄化に加え、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりや孤独・孤立など、複雑化・複合化した課題が増加しています。これらは既存制度の対象とならない制度の狭間の問題として顕在化しており、包括的で重層的な支援体制の構築がより一層求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動の制限や対面交流の減少など、地域のつながりの重要性が改めて認識される一方で、デジタル技術の活用による新たな支援手法の可能性もみえてきました。本市においても、精神障がい者^{*}や知的障がい者の増加、高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加が見込まれることから、第3次計画期間中に整備された権利擁護推進協議会や中核機関の機能をより一層充実させ、成年後見制度の利用促進を図ることが重要となっています。

加えて、近年頻発している自然災害への対応として、避難行動要支援者への支援体制の強化や、情報提供手段の多様化、地域防災力の向上など、安全・安心な福祉のまちづくりの重要性も高まっています。

このような地域福祉を取り巻く環境の変化と第3次計画の取組状況を踏まえ、これまでの成果を活かしつつ、より実効性の高い地域福祉の推進を図るため、新たに「第4次有田市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

^{*}本計画においては、国の法律などの固有名詞や本市の過去の計画名を除き、「障がい」と表記しています。そのため、計画内に「障がい」と「障害」の二つの表記が併存しています。

(2) 国の主な流れ

国は、少子高齢化の進展や地域コミュニティの変化、支援ニーズの複雑化・複合化といった社会情勢の変化を受け、従来の縦割り型福祉制度から包括的な支援体制への転換を図ってきました。

令和元年12月の「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめを踏まえ、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3年4月から施行されました。この改正により、市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この重層的支援体制整備事業は、従来の高齢・障がい・こども・生活困窮といった分野別の支援を統合し、属性や世代を問わない包括的な相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりを一体的に推進するものです。これにより、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、従来の制度では対応が困難だった複合的な課題に対しても、切れ目のない継続的な支援が可能となりました。

さらに、令和5年4月にはこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されるなど、「こどもまんなか」社会の実現に向けた体制が整備されました。令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性暴力・DV・生活困窮等の複合的問題を抱える女性への包括的支援体制も構築されています。

これらの一連の政策展開により、地域福祉は従来の分野別アプローチから、全世代・全属性を対象とした包括的支援体制へと大きく転換し、真の意味での「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けた基盤が整備されています。

本計画において踏まえるべき視点

①孤独・孤立等、狭間の課題への対策の推進

新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の縦割りの体制による行政支援だけでは解決が難しい地域課題が全国的に顕在化しています。国ではこうした状況を踏まえて、重層的支援体制整備事業の一層の推進（令和3年社会福祉法改正）や、孤独・孤立対策推進法（令和6年施行）・改正生活困窮者自立支援法（令和6年公布）に基づく取組等、対策が進められています。

②こどもまんなか社会の実現に向けた要請

こども基本法（令和5年）が制定され、こども・若者施策を総合的に取り扱う「こども大綱」が示されました。大綱では、こども・若者のウェルビーイング（幸福感）の向上を最終目標として、こどもの貧困やヤングケアラー、医療的ケア児への支援など、福祉的支援の重要性も強調されています。地域福祉計画が児童福祉を含む計画の上位計画となることを踏まえながら、地域とこどもや若者の関係性を深めつつ、幸福感の向上につなげていくことが求められます。

■近年の国・県の動向

年月		事項
令和2年	3月	和歌山県地域福祉推進計画（改定版）策定
	6月	社会福祉法の一部改正（令和3年4月施行） 重層的支援体制整備事業の枠組み創設 「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的実施 複雑化・複合化した支援ニーズへの包括的対応
		バリアフリー法改正
令和3年	4月	重層的支援体制整備事業施行 地域共生社会実現に向けた包括的支援体制が本格始動
	5月	災害対策基本法改正（平成25年名簿義務化に続く） 個別避難計画作成の努力義務化（概ね5年程度で作成）
	11月	生活困窮者自立支援法改正 生活困窮者の自立支援体制強化
	12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針閣議決定
令和4年	10月	国連障害者権利委員会からの勧告 成年後見制度見直しの契機
令和5年	4月	こども家庭庁創設・こども基本法施行 「こどもまんなか」社会への転換
	10月	障がい者差別に関する「つなぐ窓口」試行 設置（～令和7年3月）
	12月	こども大綱閣議決定
令和6年	2月	成年後見制度見直し諮問
	4月	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 性暴力・DV・生活困窮等複合的問題への包括的支援 女性相談支援センター・女性自立支援施設の設置
		障害者差別解消法改正施行 事業者への合理的配慮提供義務化

第2節 地域福祉とは

(1) 地域福祉について

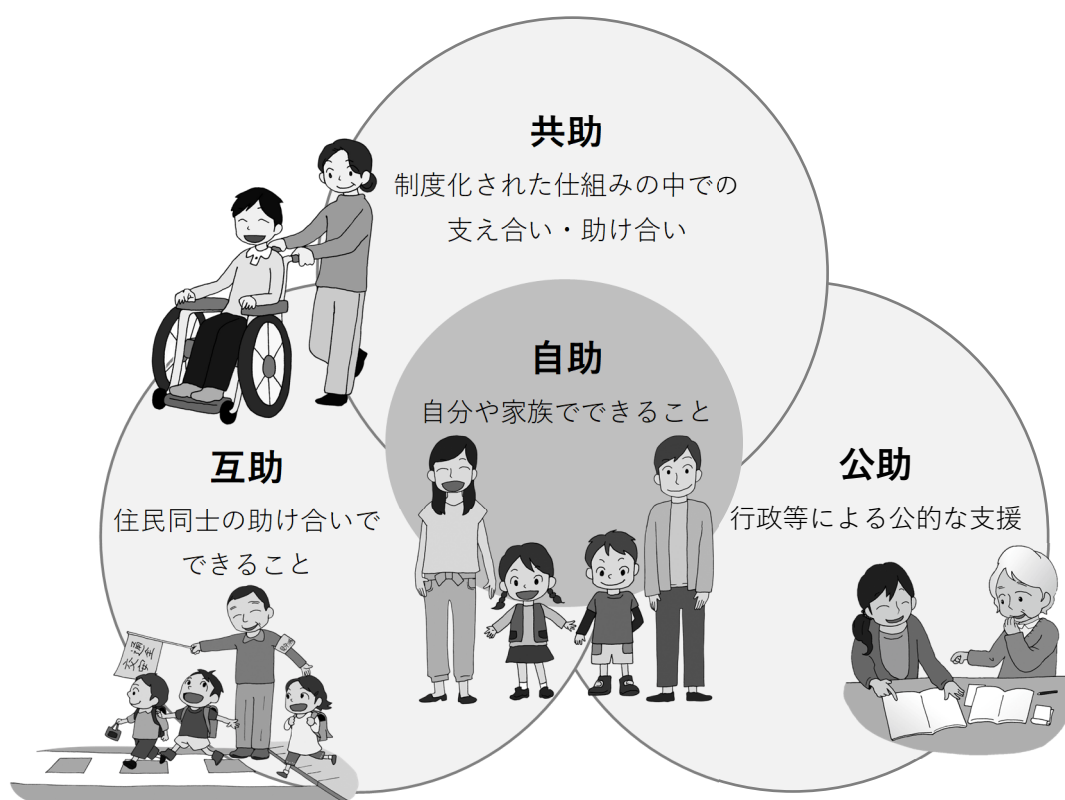
地域福祉とは、特定の人に限定せず、地域に住む誰もが安心して暮らしていけるよう、地域住民やボランティア、事業所、行政、社会福祉協議会などが協力して、地域における様々な困りごとを解決していくための仕組みのことです。

(2) 地域福祉が求められる背景

少子高齢化の進行、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、個人や家族が抱える悩みや困りごとが複雑化・複合化しています。8050問題、ダブルケア、社会的孤立など、従来の縦割り型の制度では対応が困難な課題が増加している中で、地域全体で支え合う仕組みづくりが重要となっています。

(3) 地域福祉における4つの「助」

地域福祉を進める上では、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方をもとに、それぞれの役割を果たし、連携することが求められます。



これらの支援が重層的に機能することにより、地域住民一人ひとりの生活課題に対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

第3節 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

① 法的位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、近年の社会情勢や国の動向等を踏まえ、新たに「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとします。

■社会福祉法（令和3年4月1日一部改正施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

② 関連計画との関係

策定にあたっては、「有田市長期総合計画」に基づきながら、各種福祉関連計画との整合性と調和を図ります。分野横断的に地域福祉を推進するために、理念と今後の方向性を定め、福祉分野の上位計画として位置づけます。

また、有田市社会福祉協議会が策定し、地域福祉を推進することを目的として、市民や団体等を主体とする具体的な活動を実践するための取組を定める「有田市地域福祉活動計画」と本計画が車の両輪のように相互に連携・補完していきます。

③ 和歌山県地域福祉推進計画との連携

「和歌山県地域福祉推進計画」（都道府県地域福祉支援計画）を踏まえ、市町村地域福祉計画の策定における指針として位置づけます。県計画が掲げる「支え合い、みんなでつくる地域共生社会の実現」という基本理念を共有し、本市の地域特性を活かした具体的な施策として展開します。

また、県計画が示す包括的支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の推進といった施策の基本方向に沿って、制度の狭間や複合的な課題に対応できる支援体制の整備を図ります。県と市が連携した広域的な取組が必要な分野においては、情報共有や協働による効果的な施策展開を進めるとともに、定期的な進捗管理や評価において県計画との整合性を継続的に確保していきます。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

また、計画期間中は、着実に計画を実行するとともに、具体的な進捗状況の評価・見直しを行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
長期総合計画	第5次 後期基本計画				第6次 前期基本計画	
地域福祉計画	第3次	第4次有田市地域福祉計画				第5次
介護保険事業計画 及び老人福祉計画	第9期		第10期			第11期
障害者基本計画	第2次				第3次	
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7期 第3期		第8期 第4期			第9期 第5期
子ども・子育て支援 事業計画	第3期				第2期	
こども計画	第1期					
自殺対策計画	第2期				第3期	
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第3次	第4次				第5次



第4節 計画の策定体制

(1) 各種アンケート調査

① 市民アンケート調査概要

調査対象者	有田市在住の18歳以上の方1,500人
調査期間	令和7年1月27日(月)～2月9日(日)
調査方法	郵送配布・郵送回収、Web回答可能
回収結果	有効回収数：620件/1,500件 有効回収率：41.3%

② 事業所アンケート調査概要

調査対象者	有田市において介護・医療・福祉サービスの提供事業所
調査期間	令和7年4月21日(月)～5月20日(火)
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	有効回収数：9件/12件 有効回収率：75.0%

③ 団体アンケート調査概要

調査対象者	有田市で地域活動をしている団体
調査期間	令和7年4月21日(月)～5月20日(火)
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	有効回収数：9件/9件 有効回収率：100.0%

④ 中学生アンケート

調査対象者	有田市立有和中学校2年生
調査期間	令和7年6月
調査方法	学校における調査
回収結果	有効回収数：200件/212件 有効回収率：94.3%

(2) ワークショップ

実施概要

対象：有田市内中学生

テーマ：地域福祉計画に関する課題発見と解決提案

形式：課題・現状把握 → プラス1のアイデア提案

総提案数：46件（9分野 ※その他分野を含む）

分野別提案数

- 市の宣伝 : 9件（SNS活用、情報発信、国際化等）
- みかん農家 : 7件（後継者育成、技術継承、災害対策等）
- 水産系 : 5件（漁業体験、水族館建設、パンフレット等）
- みかんPR : 3件（商品開発、イベント充実、広報強化等）
- 環境・自然 : 4件（ごみ対策、自然保護、ボランティア等）
- みかん施設 : 4件（テーマホテル、複合施設、カフェ等）
- お祭り系 : 3件（地域交流、祭り改善、SNS活用等）
- イベント : 2件（スタンプラリー、多世代参加等）
- その他分野 : 9件（商業施設、移住促進、子育て、観光開発等）

(3) 有田市地域福祉計画策定委員会の開催

市民や関係機関・団体の代表などで構成する「有田市地域福祉計画策定委員会」を設置し審議しました。（委員会の開催等については94ページを参照）



第2章 本市の現状と課題

第1節 市民アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査結果概要

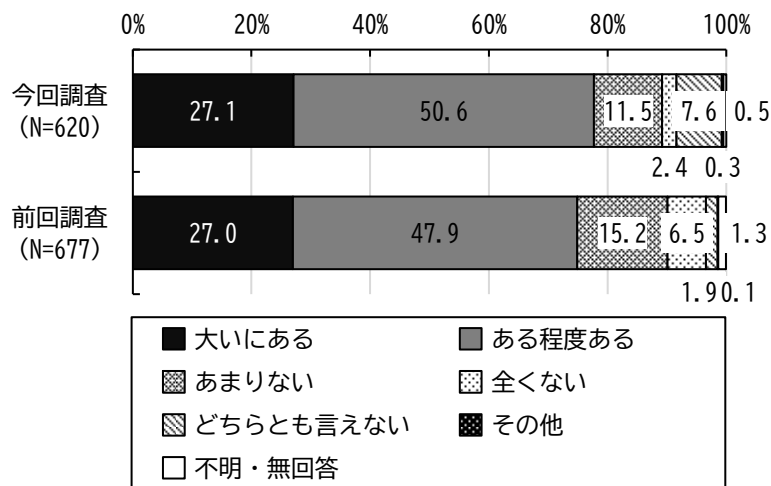
地域への強い愛着と安定した生活基盤

地域への愛着は非常に高い水準となっていることがうかがえます（問2で「大いにある」「ある程度ある」の合計が77.7%）。

また、市民の幸福度についても良好な状況がみられ（問6で平均点数 7.10 点）、多くの市民が日常生活の中で趣味や生きがいを持っていることがうかがえます（問9で「はい」が63.2%）。

孤立感を感じる市民は少なく（問10で「感じない」が61.6%）、地域福祉推進の基盤となる良好な地域環境が形成されている状況です。

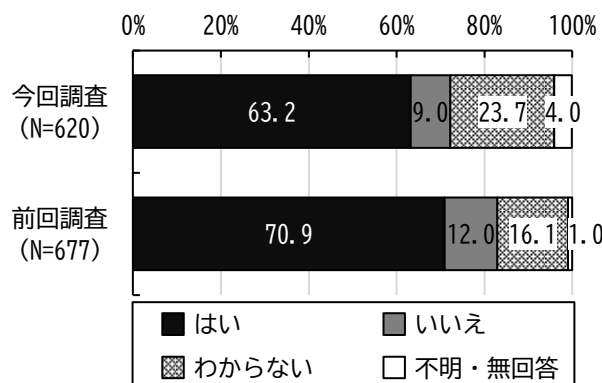
■問2 地域への愛着



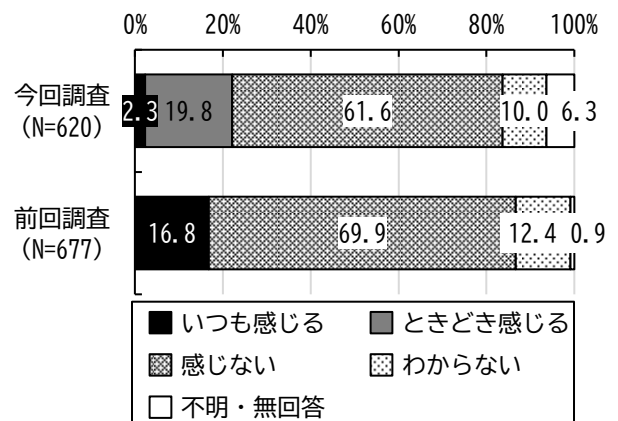
■問6 幸福度

今回調査	
回答件数	586
合計点数	4,159
平均点数	7.10

■問9 趣味や生きがいはあるか



■問10 孤立感を感じるか



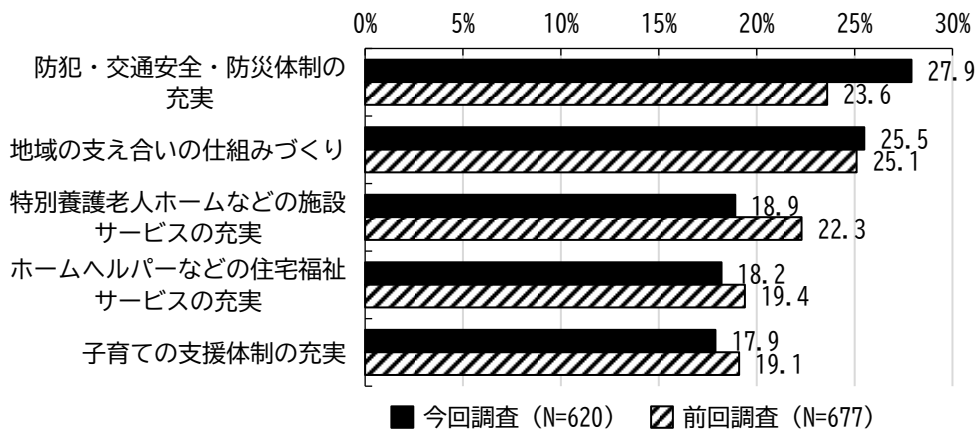
防災・災害対策への強い関心と災害時の不安

市民が求める福祉施策として「防犯・交通安全・防災体制の充実」が最も高くなっています（問42で27.9%）。

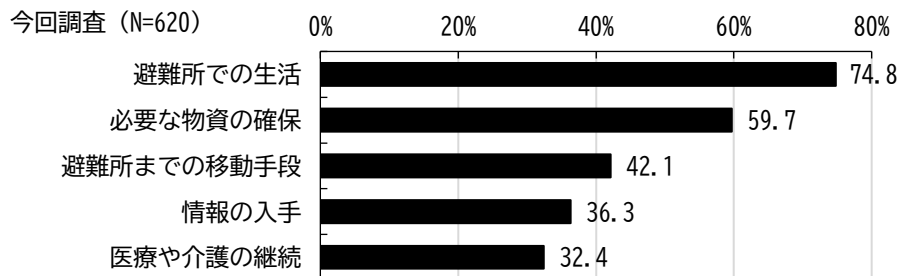
災害時の不安として「避難所での生活」への懸念が非常に高く（問15で74.8%）、「必要な物資の確保」（59.7%）も上位となっています。

一方で、災害ボランティアセンターの認知度は低い状況があり（問18で「知らない」が61.9%）、防災意識の高さと実際の備えや知識にギャップがあることがうかがえます。

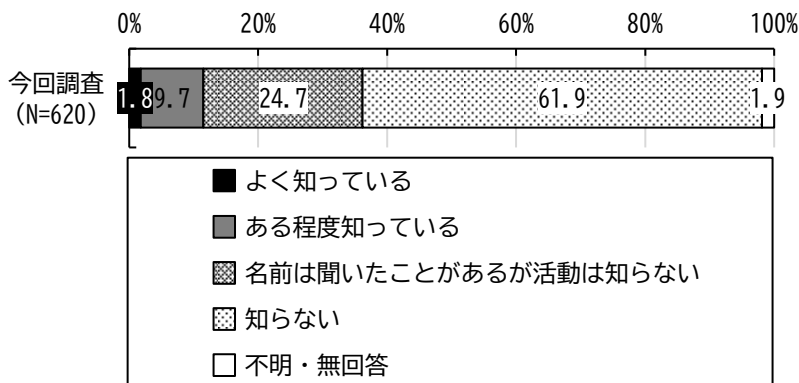
■問42 本市で福祉施策に取り組んでいくべき項目（上位5件）



■問15 災害時に不安を感じる事（上位5件）



■問18 災害ボランティアセンターの認知度

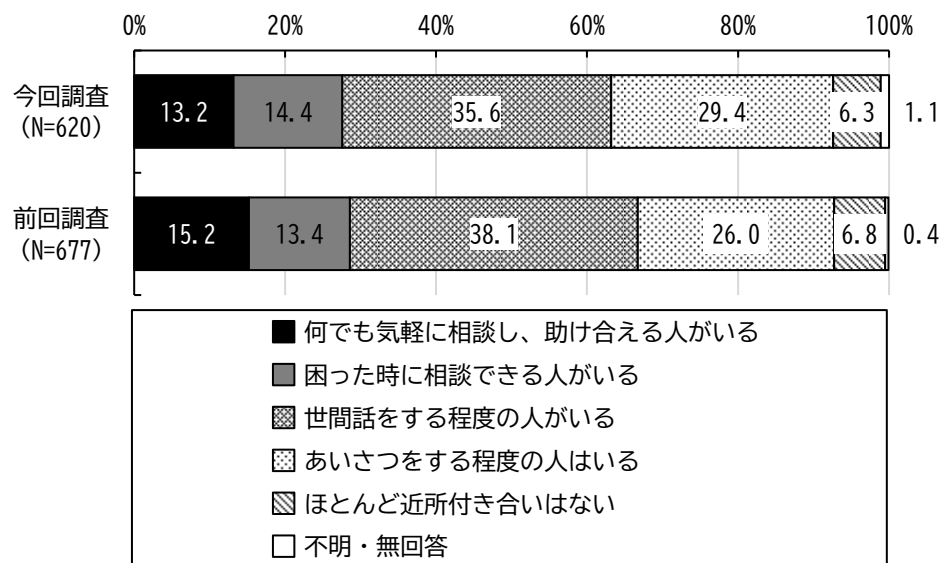


近隣関係の希薄化と世代間格差

近所付き合いは比較的浅いレベルにとどまっていることがうかがえます（問3で「世間話をする程度の人がいる」が35.6%、「あいさつをする程度の人はいる」が29.4%）。

特に若年層では浅い付き合いが多く（問3で20歳代の50.0%が「あいさつをする程度」）、一方で70歳以上では「何でも気軽に相談し、助け合える人がある」が23.1%と相対的に高くなっており、世代間での地域との関わり方に明確な差がみられます。

■問3 隣近所の人との付き合いの程度



		何でも気軽に相談し、助け合える人がある	困った時に相談できる人がある	世間話をする程度の人がある	あいさつをする程度の人はいる	ほとんど近所付き合いはない	不明・無回答
年代別	10歳代 (N=9)	0.0	0.0	11.1	44.4	44.4	0.0
	20歳代 (N=32)	6.3	6.3	12.5	50.0	25.0	0.0
	30歳代 (N=58)	6.9	10.3	24.1	44.8	13.8	0.0
	40歳代 (N=60)	8.3	11.7	35.0	38.3	6.7	0.0
	50歳代 (N=102)	6.9	15.7	35.3	34.3	6.9	1.0
	60歳代 (N=130)	8.5	16.2	45.4	26.9	3.1	0.0
	70歳以上 (N=225)	23.1	16.0	38.2	19.1	1.8	1.8

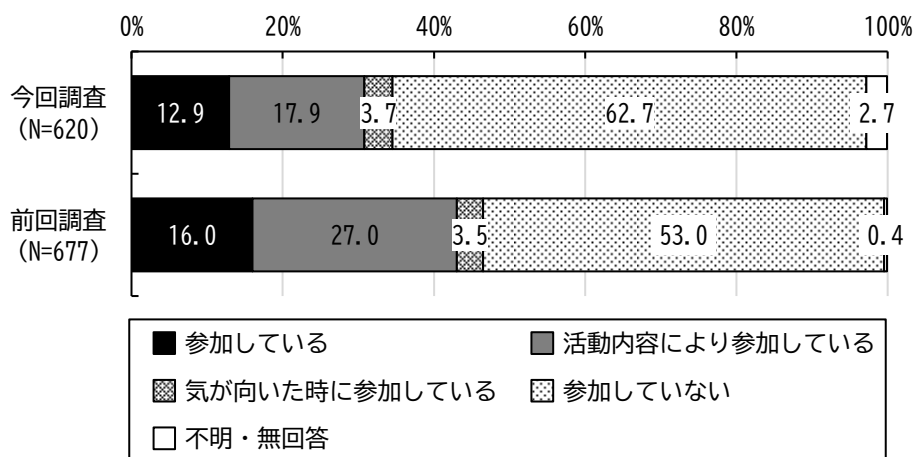
地域活動参加の大幅な減少と参加阻害要因

地域活動やボランティア活動への参加は大幅に減少していることがうかがえます（問19で「参加していない」が62.7%、前回調査比9.7ポイント増）。

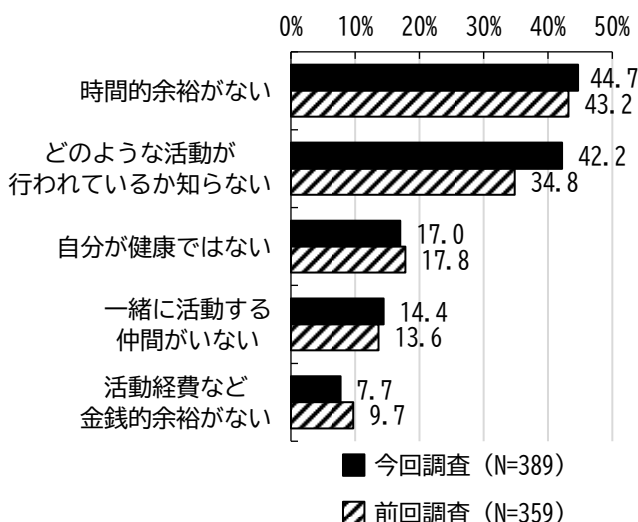
参加しない主な理由として「時間的余裕がない」（問21で44.7%）と「どのような活動が行われているか知らない」（42.2%）が上位となっており、時間的制約と情報不足が主な参加阻害要因となっている状況です。

一方で、活動支援として「活動に関する情報の提供」（問22で60.8%）の必要性がうかがえます。

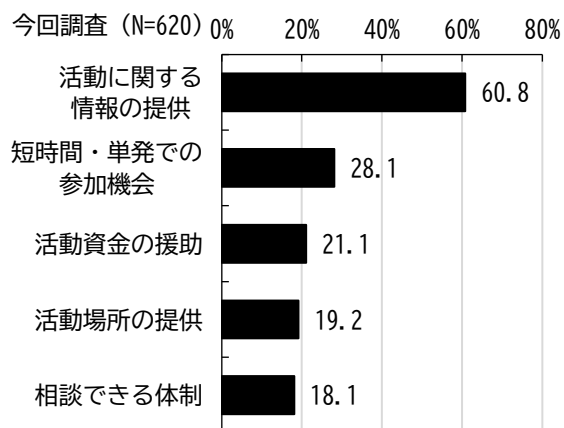
■問19 地域活動やボランティア活動の参加状況



■問21 活動に参加していない理由（上位5件）



■問22 活動に参加するために必要な支援（上位5件）

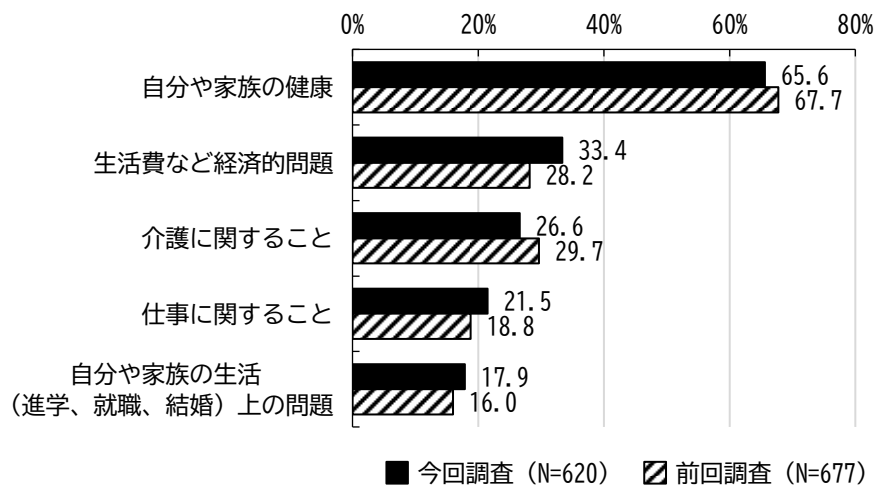


経済的不安の増加と生活困窮への懸念

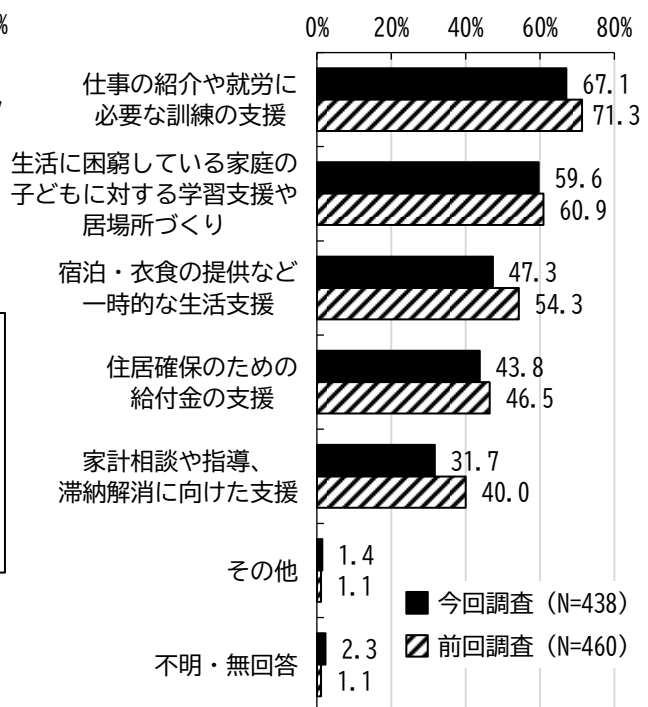
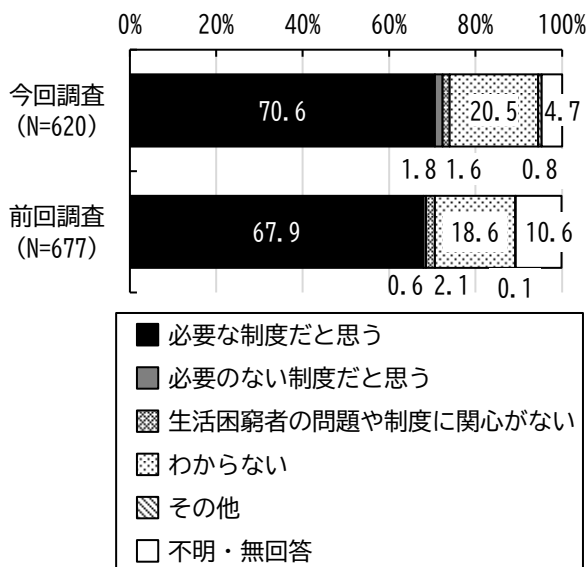
日常生活での不安として「自分や家族の健康」が最も高い一方で（問 11 で 65.6%）、「生活費など経済的問題」への不安も高い水準となっていることがうかがえます（33.4%、前回調査比 5.2 ポイント増）。

生活困窮者支援制度については「必要な制度だと思う」との回答が高く（問 40 で 70.6%）、支援内容として「仕事の紹介や就労に必要な訓練の支援」（問 41 で 67.1%）や「生活に困窮している家庭の子どもに対する学習支援や居場所づくり」（59.6%）の必要性がうかがえます。

■問 11 毎日の暮らしの中で、感じている不安や悩み（上位 5 件）



■問 40 生活困窮者問題や支援制度について ■問 41 生活困窮者問題の解決策



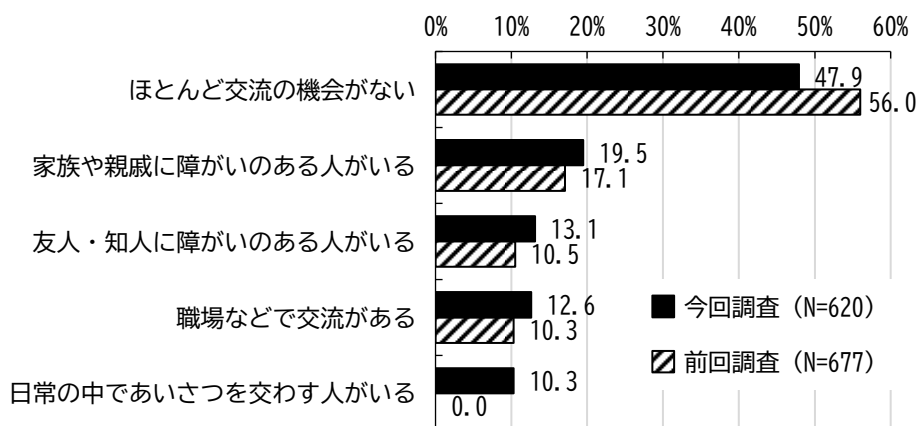
多様性への課題と支え合いニーズの高まり

障がいのある人との交流機会が限られており（問7で「ほとんど交流の機会がない」が47.9%）、インクルーシブな地域づくりに向けた課題が明確になっています。

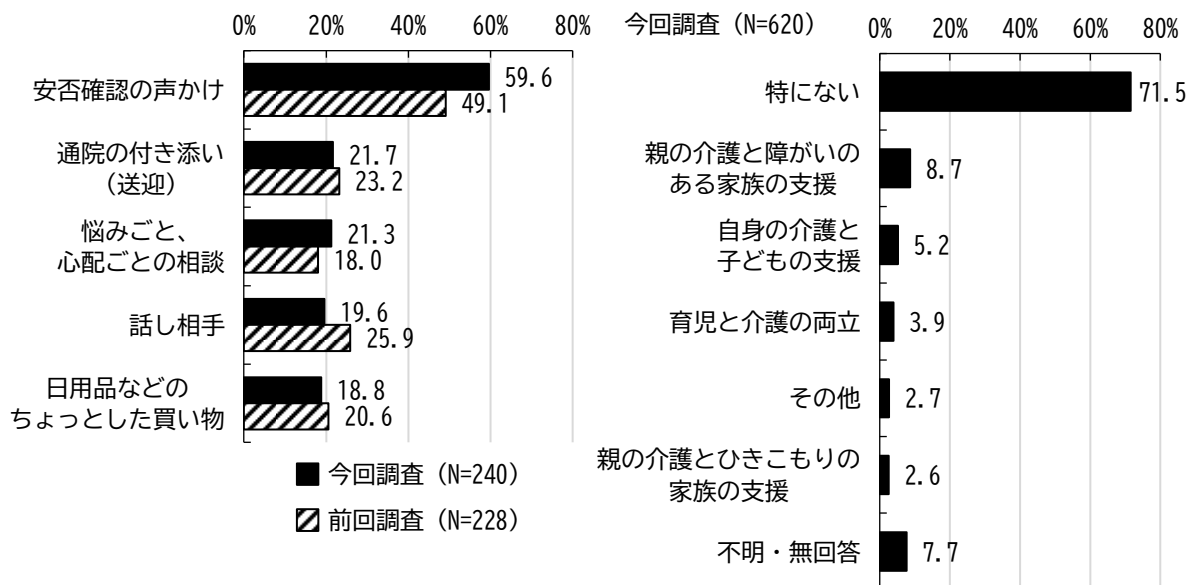
一方で、地域の人からの手助けを必要とする内容として「安否確認の声かけ」の希望が非常に高く（問27で59.6%、前回調査比10.5ポイント増）、孤立や孤独への懸念の高まりがうかがえます。

複数の課題を抱える世帯も一定数存在し（問12で「親の介護と障がいのある家族の支援」が8.7%）、包括的な支援体制の必要性が示されています。

■問7 障がいのある人との交流機会（上位5件）



■問27 手助けしてほしい内容（上位5件） ■問12 家族内の複数の課題について



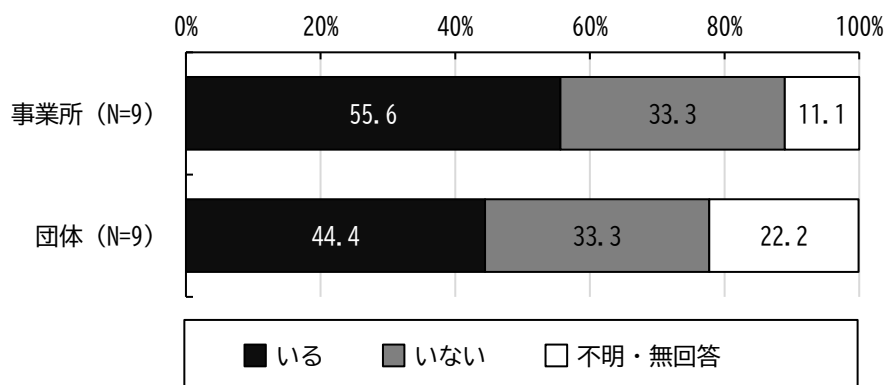
第2節 団体・事業所アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査結果概要

公的サービスの限界と制度の狭間問題

事業所の55.6%、団体の44.4%が既存の公的な福祉サービスでは対応が不十分だと思う方が「いる」と回答しており、現行制度では十分に対応できない課題が存在することがうかがえます。

■公的な福祉サービスでは対応が不十分だと思う方の有無（**事業所** 問7 **団体** 問10）



具体的には、夜間のごみ収集への対応困難（ヘルパー単価の問題）、障がい児の休日外出支援を担う事業所の不足、通院のための介護タクシー事業所の不足、知的障がい者の金銭管理支援の必要性などが挙げられており、事業所不足や人材不足による支援の空白が明確になっています（**事業所** 問8）。

団体においても、高齢者夫婦の通院付き添い支援、一時預かり施設の不足、ひきこもりへの長期的支援など、公的サービスでカバーしきれない課題への対応が求められています（**団体** 問11）。

■主な制度の狭間事例（**事業所** 問8、**団体** 問11より）

支援対象	事例の内容・課題	自分達ができること、必要なこと
一人暮らし高齢者	夜間のごみ収集地域でのヘルパー対応困難（単価の問題、時間制限） 病院への付き添い支援の不足	一定条件下での時間制限撤廃、専用シール・ごみ袋による周知 タクシー同乗による病院往復付き添い
高齢者のみの世帯	通院のための介護タクシー事業所が少ない デマンドバス利用時のバス停の遠さ、運転手の不親切な対応 家具移動等の生活支援ニーズ	新規参入事業者への市の助成制度 全区間フリー乗降、目印着用、接遇 研修の実施 作業依頼への対応
障がいのある人	休日の外出支援を担う事業所の不足（中高生のニーズ） 有田圏域内のサービス事業所不足（他圏域依存） 知的障がい者の金銭管理支援の必要性	大学生アルバイト等の若い支援者の活用 企業への興味喚起、住民への周知、 経営ノウハウの伝達 成年後見制度利用促進
子育て世帯	一時預かり施設の不足、希望時間帯での利用困難 短期入所を必要とする障がい児への対応不足（遠方施設利用）	ファミリーサポート事業のサポーター増員 有田市での短期入所事業所整備の検討
高齢者や障がいのある人を介護している人	精神的に不安定な家族による介護、サービス拒否による虐待リスク 精神障がい者の退院後の迅速なケア体制不備	介護保険サービスを受けやすい環境整備 手続き簡素化による迅速な支援提供
ひきこもり	高齢者の年金に依存する長期ひきこもり（何十年も） 母子家庭での複数のこどもがひきこもり傾向	個別対応による中長期的支援 生きにくさの解消を目指した継続的関わり 見守り継続
複合的課題を抱える世帯	障がいのあるこどもを認知機能低下の高齢の母親が介護 8050問題での施設入所困難（経済的理由）	包括的相談支援体制の整備 多機関協働による総合的支援

地域共生社会実現への課題

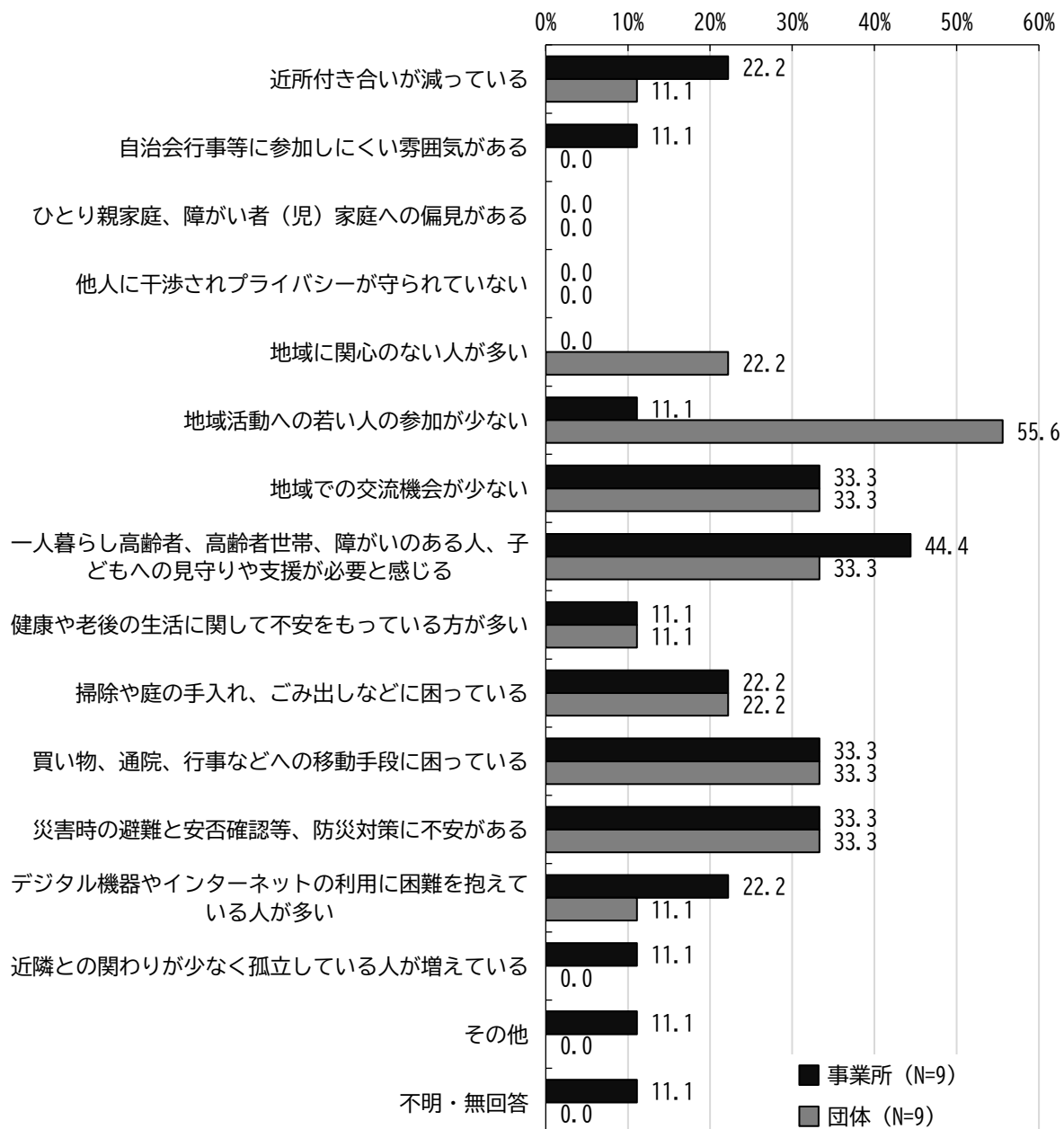
事業所では「一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がいのある人、子どもへの見守りや支援が必要と感じる」が44.4%と最も高く、団体においても33.3%となっており、地域での見守り体制の必要性が強く認識されています。

「買い物、通院、行事などへの移動手段に困っている」も事業所・団体ともに33.3%となっており、移動支援の充実が重要課題となっています。

団体では「地域活動への若い人の参加が少ない」が55.6%と最も高く、世代継承の課題が深刻な状況です。

また、事業所・団体ともに「地域での交流機会が少ない」が33.3%となっており、地域交流の活性化が求められています。

■地域の課題や日常の困りごと（事業所 問9 団体 問9）

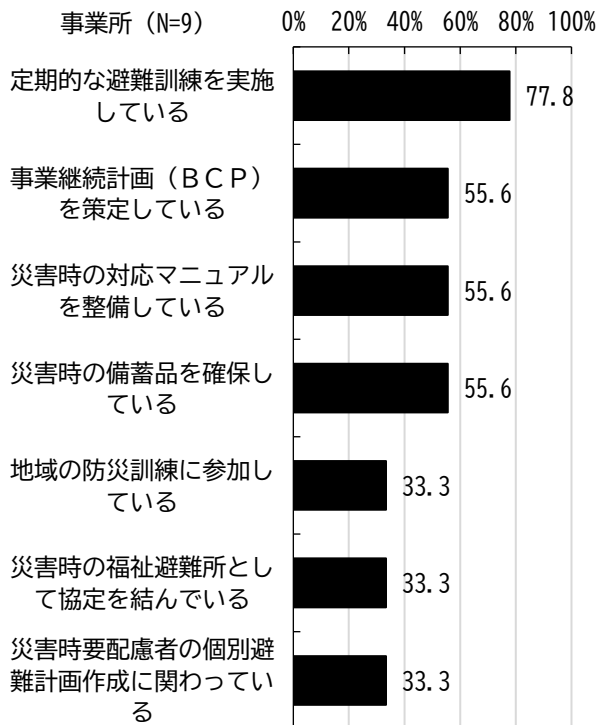


防災・減災体制の充実と課題

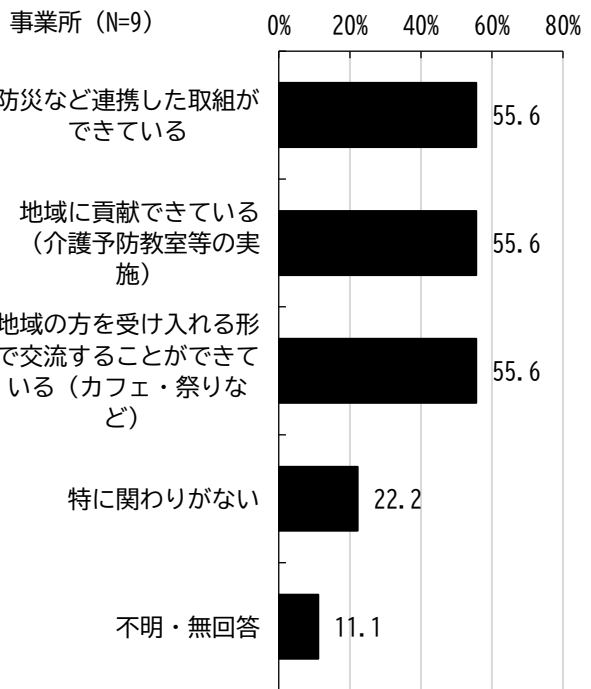
事業所の防災・減災への取組は比較的充実しており、「定期的な避難訓練を実施している」が77.8%と最も高く、「事業継続計画（BCP）を策定している」「災害時の対応マニュアルを整備している」「災害時の備蓄品を確保している」もそれぞれ55.6%となっています（**事業所** 問6）。

地域との関係性では「防災など連携した取組ができている」が55.6%となっており、消防本部との連携、災害ボランティアセンター設置や運営、訓練、地域の特養を津波避難場所とした訓練、独居高齢者への避難支援などの具体的な取組が行われています（**事業所** 問5）。

■防災・減災に関する取組
（**事業所** 問6）



■防災など連携した取組
（**事業所** 問5）

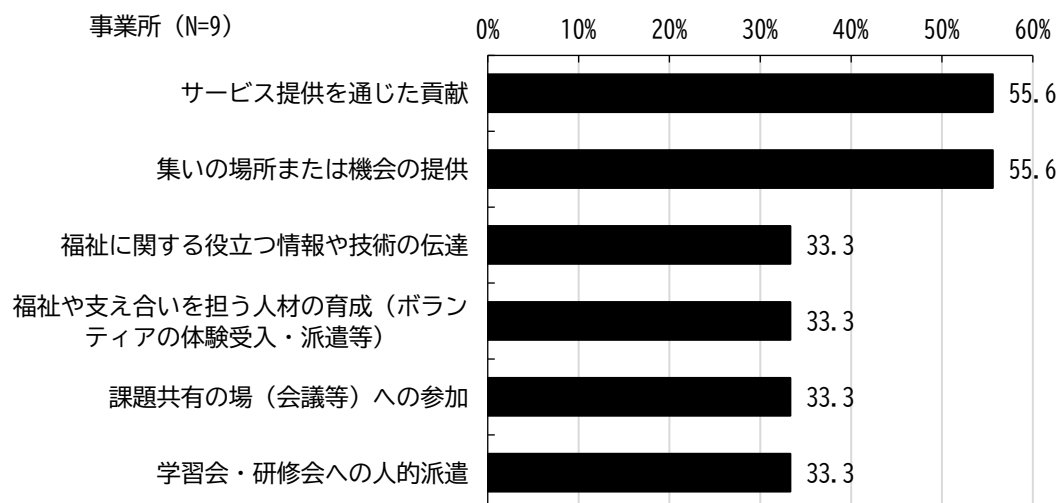


地域貢献への高い意欲と連携強化のニーズ

事業所では今後の地域貢献として「サービス提供を通じた貢献」「集いの場所または機会の提供」がともに 55.6%と最も高く、専門性を活かした地域貢献への意欲が高いことがうかがえます（**事業所** 問 12）。

団体活動では、盆踊りや児童健全育成事業、子育て世代の交流支援、独居高齢者への支援、防災フォーラムの開催など、多様な地域貢献活動が展開されています（**団体** 問 6）。

■今後、地域に貢献したい・できること（**事業所** 問 12：上位 6 件）



■地域の方と行っていることや地域に向けて行っていること（**団体** 問 6）

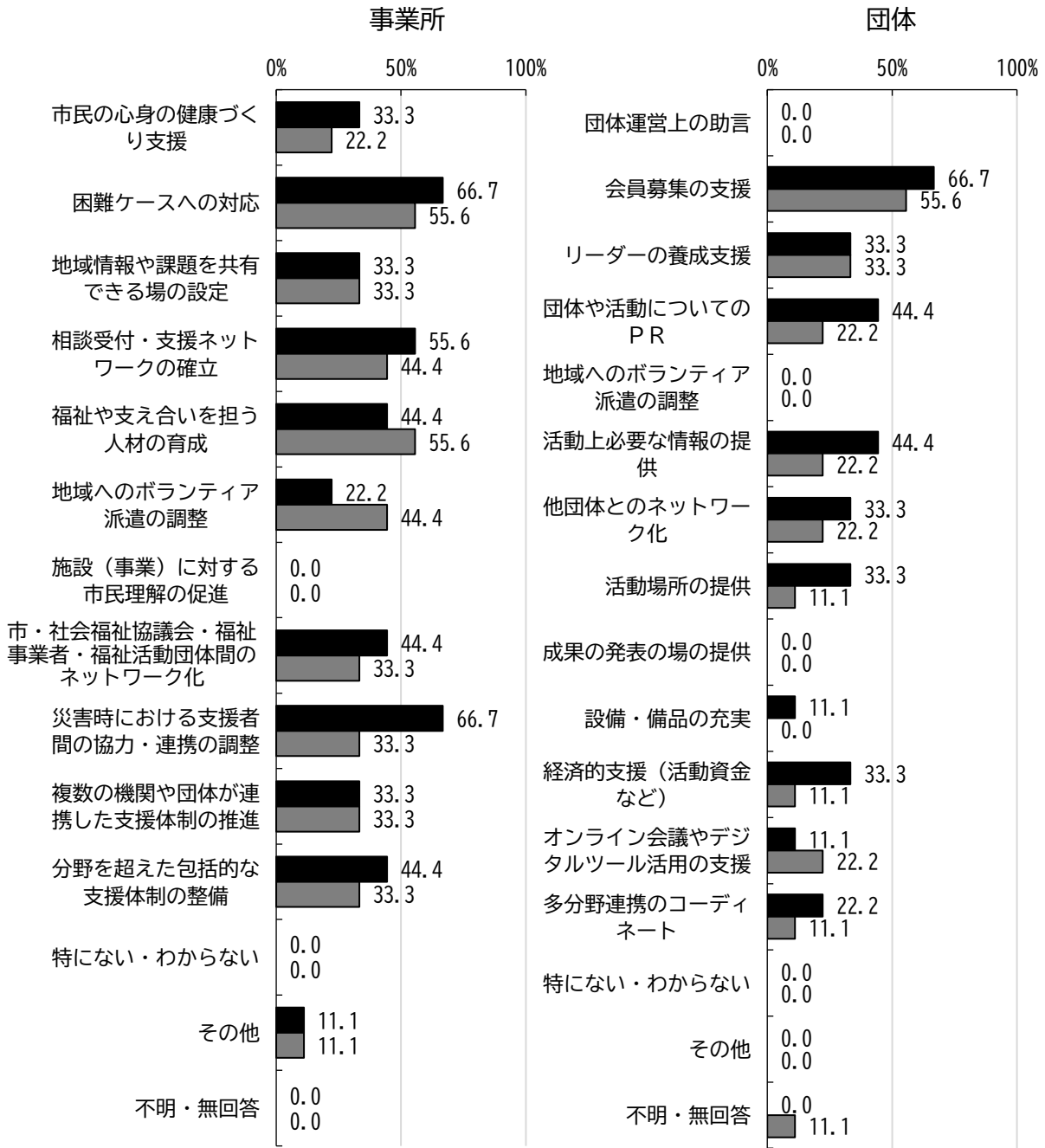
【主な活動】

地域イベント	盆踊り（宮原盆 BON 踊り等）
こども支援	児童健全育成事業、遊びやおもちゃ作り
子育て支援	子育て応援塾、わいがやミニフェスタ、こんにちは赤ちゃん事業
高齢者支援	独居高齢者への服薬指導・災害時対応の話し合い、いきいき百歳体操
地域文化継承	ブラックシアター「中将姫物語」、大型紙芝居「宮崎定直と太刀の宮」等
防災活動	防災フォーラム、ワークショップ
ボランティア育成	中・高生サマーボランティアとの交流

事業所では市への期待として「困難ケースへの対応」が66.7%、社会福祉協議会への期待として「困難ケースへの対応」「福祉や支え合いを担う人材の育成」がともに55.6%となっています（**事業所** 問14）。

団体では市・社会福祉協議会に対し、ともに「会員募集の支援」への期待が最も大きく（市66.7%、社会福祉協議会55.6%）、組織基盤の強化が急務となっています（**団体** 問13）。

■市・社会福祉協議会への期待（**事業所** 問14 **団体** 問13）



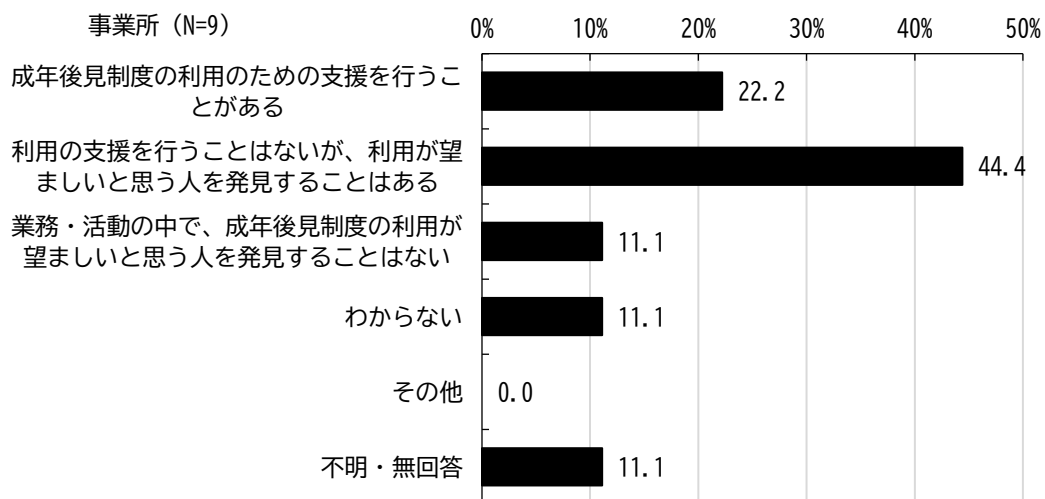
■ 市に期待すること (N=9) ■ 市に期待すること (N=9)
 ■ 社会福祉協議会に期待すること (N=9) ■ 社会福祉協議会に期待すること (N=9)

成年後見制度利用促進への課題

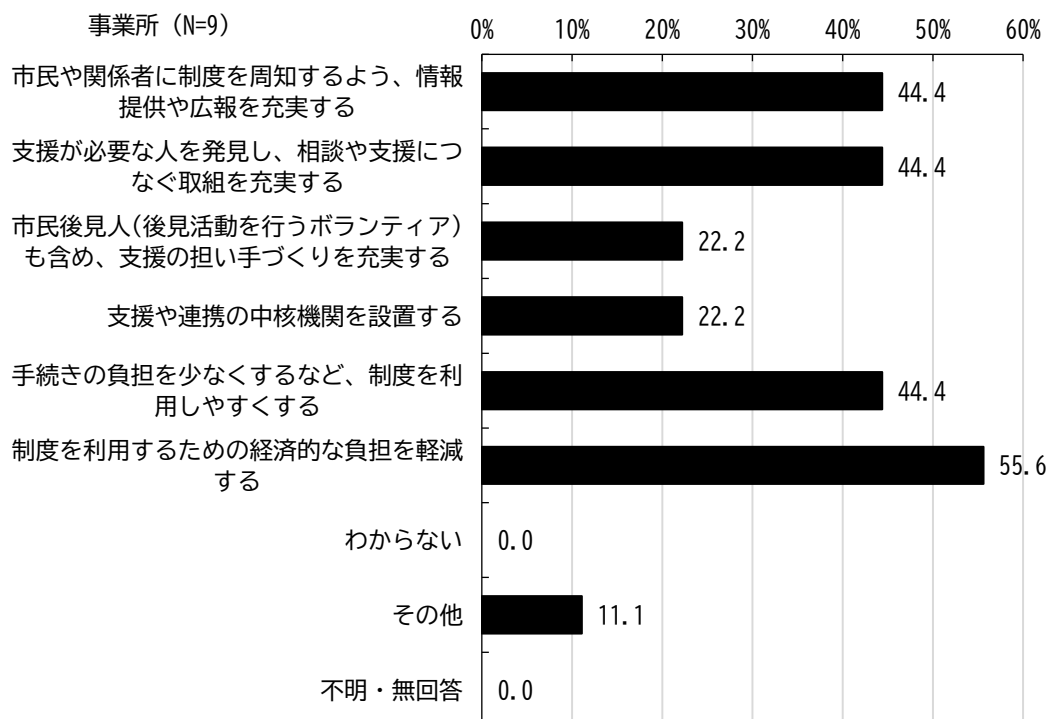
事業所の精度の利用支援の状況では「利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある」が44.4%、「成年後見制度の利用のための支援を行うことがある」が22.2%となっており、支援現場でのニーズ把握が進んでいることがうかがえます（事業所 問10）。

制度利用促進のための取組では「制度を利用するための経済的な負担を軽減する」が55.6%と最も高く、「市民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する」「支援が必要な人を発見し、相談や支援につなぐ取組を充実する」「手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする」がそれぞれ44.4%となっており、経済的支援と利用環境の整備が求められています（事業所 問11）。

■成年後見制度の利用支援状況（事業所 問10）



■成年後見制度の利用促進に向けた取組（事業所 問11）



第3節 中学生アンケート調査結果からみる現状

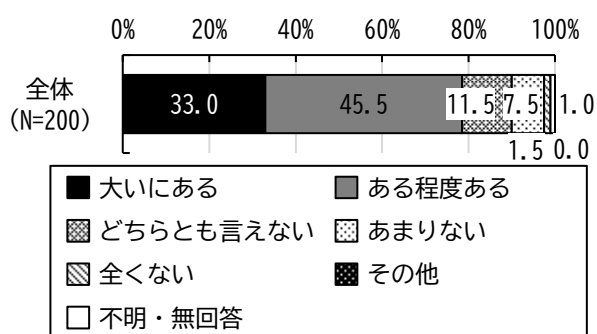
(1) 調査結果概要

地域愛着と幸福度の高さ

地域への愛着は非常に高い水準となっていることがうかがえます（問1で「大いにある」「ある程度ある」の合計が78.5%）。また、中学生の幸福度も非常に高く（問3で平均点数8.19点）、多くの中学生が充実した生活を送っていることがうかがえます（問6で「はい」が94.0%）。多くの中学生が孤立感を感じておらず（問7で「いいえ」が69.0%）、居場所も確保されている状況です（問10で「はい」が84.5%）。

一方で、孤立感を感じている中学生（問7で「はい」が5.5%）や居場所がないと感じている中学生（問10で「いいえ」が3.5%）も一定数存在しており、こうした子どもたちへの支援が必要です。

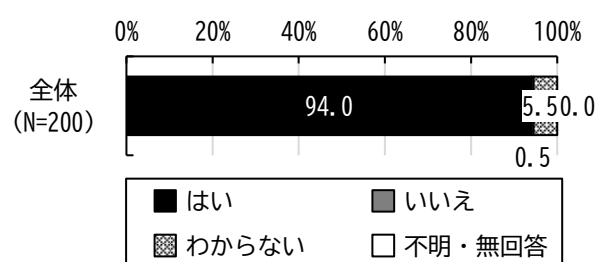
■問1 地域への愛着



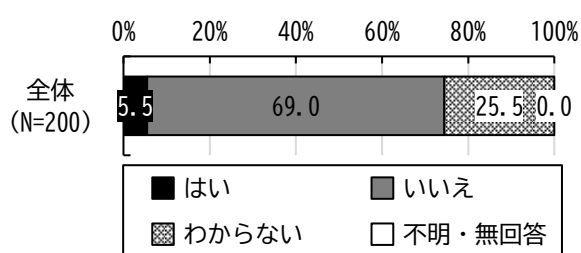
■問3 幸福度

全体	
回答件数	200
合計点数	1,637
平均点数	8.19

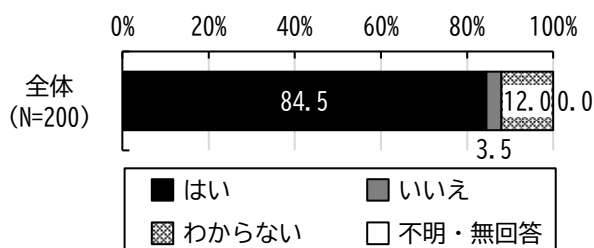
■問6 趣味や楽しみはあるか



■問7 孤立感を感じることもあるか



■問10 家庭と学校以外の「居場所」はあるか

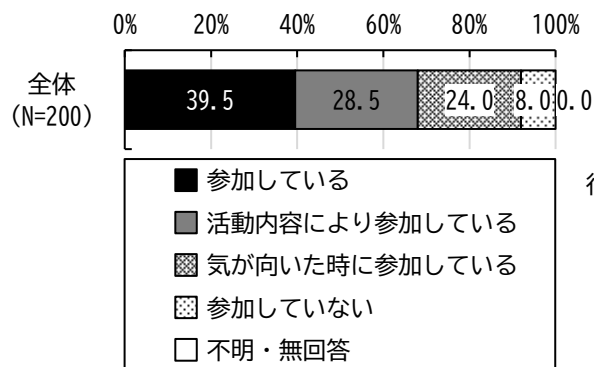


社会参加と地域活動の課題

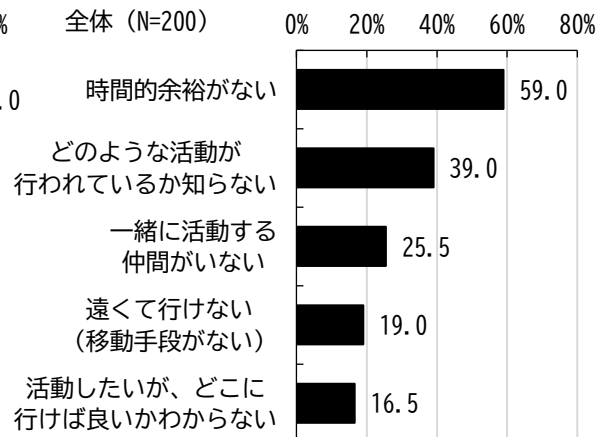
地域活動への参加については一定の参加がみられる一方で（問 13 で「参加している」が 39.5%）、時間的制約や情報不足が参加の障壁となっていることがうかがえます（問 15 で「時間的余裕がない」が 59.0%、「どのような活動が行われているか知らない」が 39.0%）。

地域の祭りやイベントへの関心は高いものの（問 14 で「地域の祭りやイベントの運営」が 64.5%）、ボランティア活動に対しては消極的な姿勢がみられます（問 16 で「興味はあるが参加しようとは思わない」が 29.5%）。

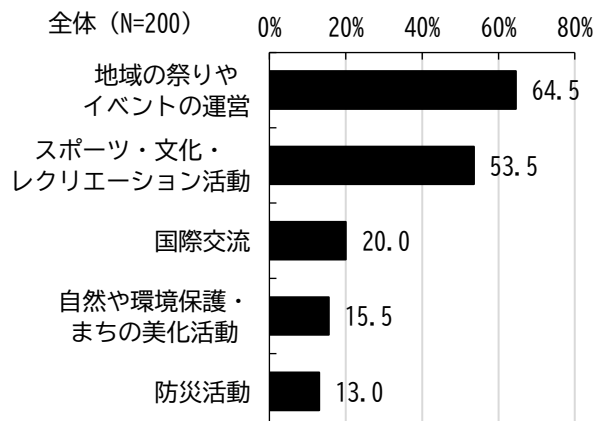
■問 13 地域活動への参加状況



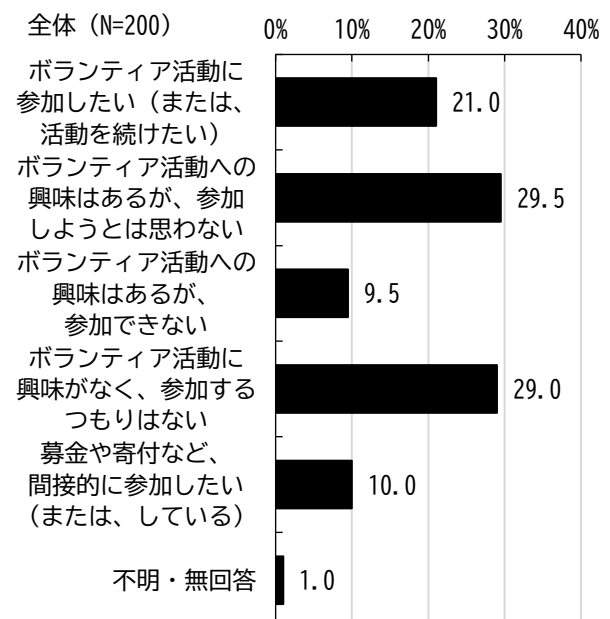
■問 15 活動に参加していない理由
(上位5件)



■問 14 参加している・参加したい活動
(上位5件)



■問 16 活動への興味や参加の意向

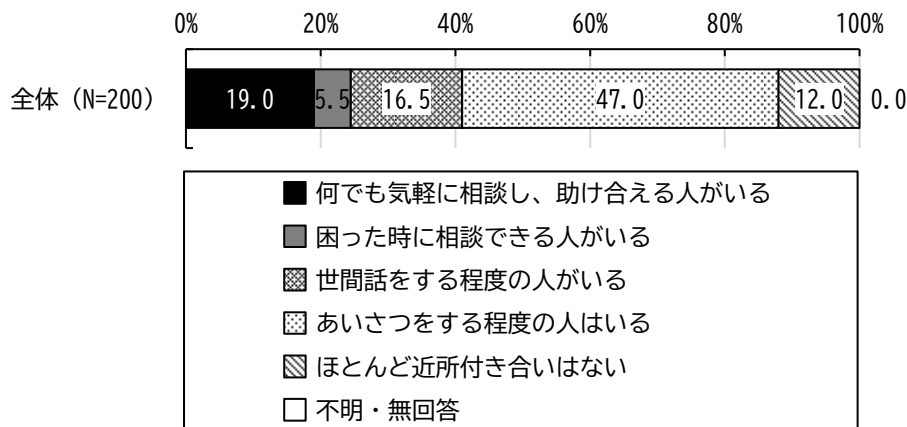


コミュニティのつながりと多様性

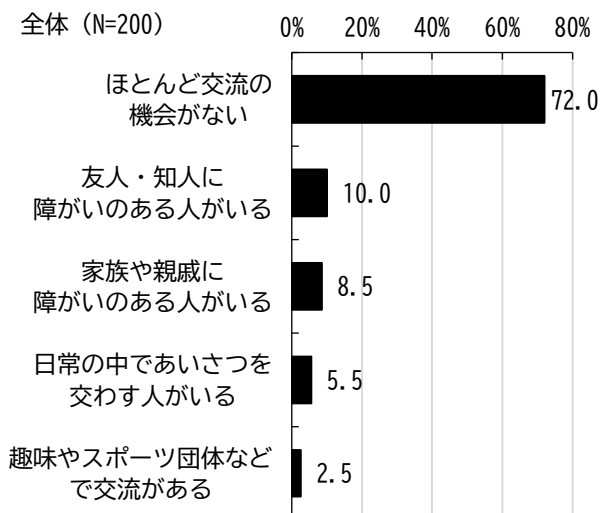
近所付き合いは比較的浅いレベルにとどまっていることがうかがえます（問2で「あいさつをする程度の人はいる」が47.0%）。また、障がいのある人との交流機会が限られており（問4で「ほとんど交流の機会がない」が72.0%）、インクルーシブな地域づくりに向けた課題が明確になっています。

一方で、異世代交流については、地域活動や学校教育を通じて一定程度実施されていることがうかがえます（問5で「祭りやイベントなど地域活動で交流がある」「小学校の時、学校の授業で交流した」がともに43.5%）。

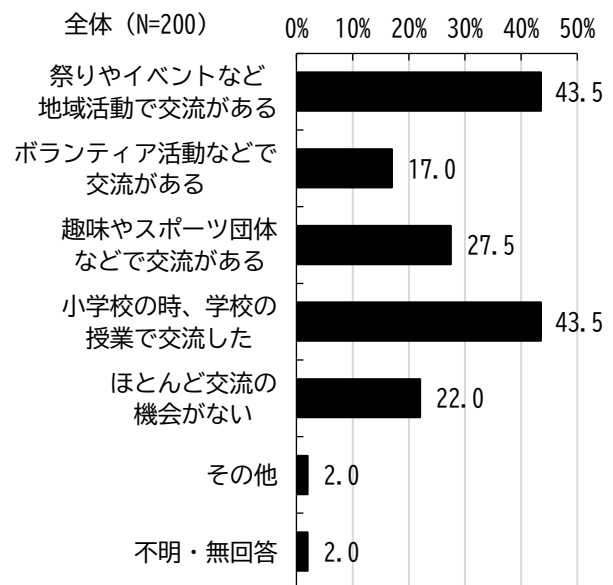
■問2 隣近所の人との付き合いの程度



■問4 障がいのある人と交流する機会 (上位5件)



■問5 異世代の人と交流する機会

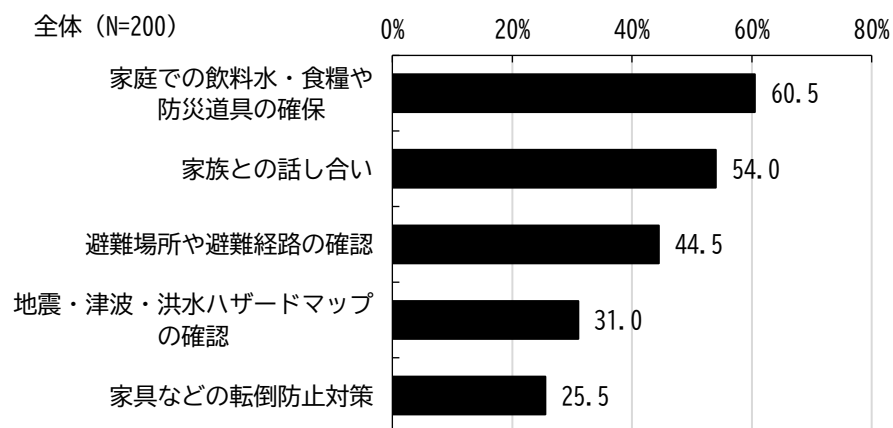


防災意識と生活基盤

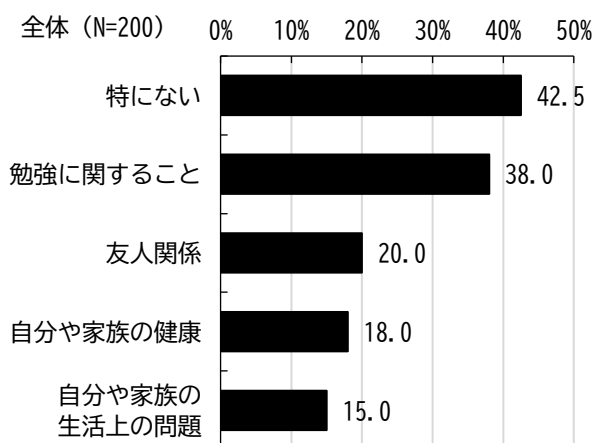
中学生の防災意識は比較的高い水準となっていることがうかがえます（問12で「家庭での飲料水・食糧や防災道具の確保」が60.5%、「家族との話し合い」が54.0%）。

中学生の不安や悩みについては、「勉強に関すること」が38.0%、「友人関係」が20.0%となっている一方で、「特にない」も42.5%となっています（問8）。家族内での役割については、「特にない」が65.5%と多数を占めていますが、「（お手伝いのレベルを超える）家事」を担っている中学生が17.0%存在しており、いわゆるヤングケアラーの状況にある子どもたちへの支援が必要です（問9）。

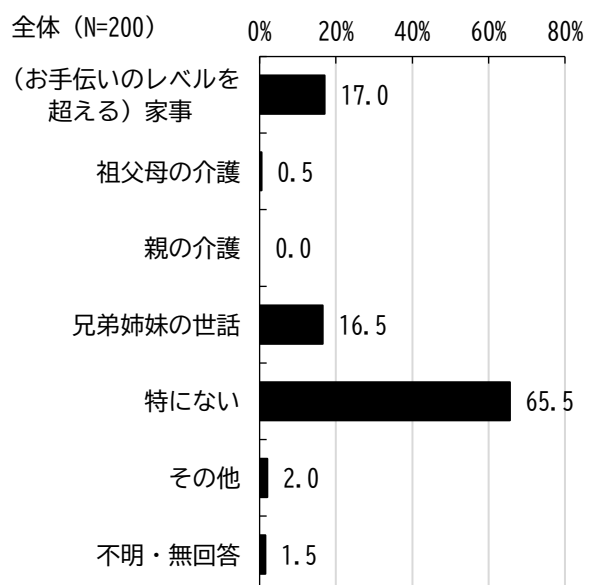
■問12 災害時の備えとして家族で取り組んでいること（上位5件）



■問8 普段の不安や悩み（上位5件）



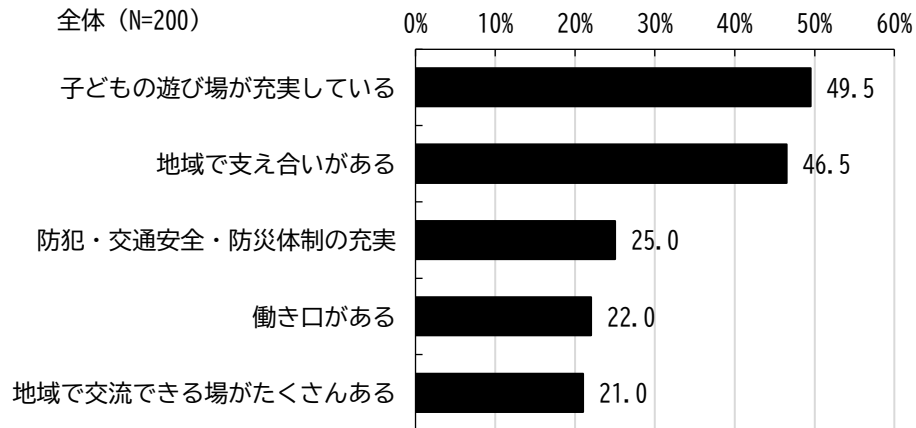
■問9 家族の中での役割



今後のまちづくりへの方向性

今後、求める理想的な地域像として、子育て環境の整備と相互支援の充実が重要視されていることがうかがえます（問17で「子どもの遊び場が充実している」が49.5%、「地域で支え合いがある」が46.5%）。

■問17 本市で福祉施策に取り組んでいくべき項目（上位5件）



第4節 第3次計画の取組状況と今後の方向性

基本目標1 地域で互いに支え合うまちづくり

目標の概要

地域活動への支援や住民同士の交流の促進により、地域ぐるみで助け合い、支え合う仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるまちの実現を目指すものです。

この目標の下、「福祉・人権教育による意識醸成」「多様な交流の場づくり」「地域活動・ボランティア活動の促進」の3つの基本施策が展開されています。

福祉・人権教育による意識醸成

主要な成果

市内全小学校7校での人権教育（保護者学級）において実施率100%を達成し、教育委員会と学校組織の連携による体系的な取組の成果がうかがえます。学校教育における福祉体験として、車椅子体験や認知症講座などの実践的な学習が充実し、児童生徒の福祉意識醸成に向けた取組が着実に進められました。

特に、コロナ禍で制約を受けた中学校職場体験の代替策として開発された「未来の就職説明会」は、企業の福祉的取組を学ぶ新たな手法として機能しました。有田市社会福祉協議会のコーディネート機能により、学校と地域・企業の効果的な連携が図られ、次世代への福祉意識醸成の基盤整備が進められています。

人権啓発市民のつどいでは458人の参加があり、目標700人に対して65.4%の達成率となりました。参加者数の一定の確保により、人権意識の醸成に向けた取組が継続されています。

主要な課題

人権尊重地区別学習会については事業中止（コロナ禍の影響）により、住民ニーズと事業内容の適合性について根本的な見直しが必要な状況です。動画配信の再生回数も1,637回にとどまり、目標5,000回に対して32.7%の達成率となっており、デジタル媒体を活用した情報発信においても課題がうかがえます。

「ココロつながり人権学習」の動画募集応募不足など、従来の啓発手法では住民の関心や参加意欲を引き出すことが困難になっています。地区別学習会の事業中止や動画配信再生回数の低い達成率が示すように、住民ニーズに対応した新たな手法の研究が求められています。

多様な交流の場づくり

主要な成果

子育て世代活動支援センターWaku Waku や各児童館において親子の居場所提供が継続され、子育て相談、情報提供、助言等の支援が実施されています。また学校運営協議会を通じた保護者・地域住民の学校運営への参画により、地域と学校の連携体制が構築されています。

障害者美術展、障がい者スポーツ教室などの市主催事業の実施により、障がいのある人の社会参加が促進されています。また、高齢者向けスマホ講座（大学生講師）やWith you café（認知症カフェ、小学生スタッフ）など、世代間交流を促進する新たな取組が実施され、多様な交流の機会が創出されています。

主要な課題

コロナ禍の影響により対面交流制限があり、新たな生活様式への移行の過渡期であったこともあり、様々な課題が生じています。合理的配慮への理解促進が今後も必要であり、障がいの有無、国籍等によらない交流の場の拡充に余地があります。

単発的なイベントから継続的な関係構築への発展が困難な状況です。交流を通じた孤立予防や早期発見・早期対応につながる仕組みの確立が課題となっています。

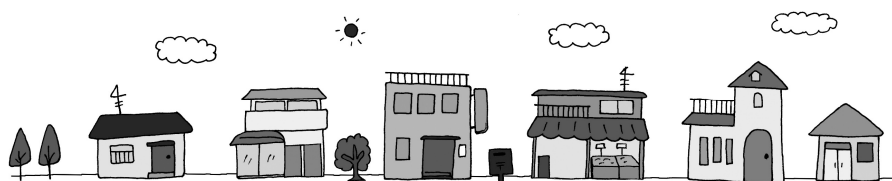
地域活動・ボランティア活動の促進

主要な成果

まちづくりサポーター活動は16件の実績を上げ、目標13件に対して123.1%の達成率を記録しました。例年協働いただいているイベント（有田みかん海道マラソン等）の司会と球友会による清掃等の活動が多く、協働活動件数は伸びつつある状況です。

いきいき百歳体操では35箇所での開催を実現し、目標36箇所に対して97.2%の高い達成率を記録しました。高齢介護課による組織的な推進体制と、既存の地域組織を効果的に活用したコーディネート機能により、目標にほぼ到達する実績となっています。

地域ふれあいサロン8箇所の開設により、住民主体の支え合い基盤が着実に構築されています。生活支援コーディネーターを中心とした支援体制の下で、高齢者の社会参加・見守り・生きがい活動の場が創出され、地域住民による自主的な運営がなされています。



主要な課題

地域活動への参加率が34.5%（市民アンケート 問19 地域活動やボランティア活動の参加状況）という結果は、目標値の60.0%を大きく下回る深刻な状況です。「情報に気づけなかった」「どこで確認できるのか分からない」という住民の声が示すように、情報発信の一方性と到達範囲の限界という構造的課題があります。特に若年層への情報到達に課題があり、地域活動への参加促進において十分な効果を発揮できていない状況です。

まちづくりサポーターについては、「司会以外の内容でも協力してもらえよう取り組む」との方向性が示されており、活動内容が司会やイベント運営に偏る傾向が課題となっています。同様に、NPO団体・事業者との協働活動も清掃活動に集中する傾向があり、地域課題の多様性に対応した幅広い活動領域への展開が求められています。

行政パートナー活動は2件にとどまり、目標8件に対して25.0%の達成率となっており、住民と行政の協働による地域活動の推進に課題がみられます。男性向け担い手養成講座の参加者が7名にとどまるなど、幅広い層の参加を促進するための基盤整備が不十分な状況がうかがえます。

基本目標2 一人ひとりの課題を解決できるまちづくり

目標の概要

様々な課題を抱える個人や家族に対して、関係機関や住民など地域全体で包括的に支援できる体制を整備し、誰一人取り残さない、一人ひとりに合った支援やサービスを受けられるまちの実現を目指すものです。

この目標の下、「包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備」「福祉サービス等の充実」「多様な課題を抱える人への支援」の3つの基本施策が展開されています。

包括的な相談支援体制の整備

主要な成果

生活困窮、ひきこもり、虐待等の様々な相談に対応し、相談内容に応じた担当課への情報共有と連携体制が確立されています。各種研修会への職員参加と研修資料の関係部署間での共有により、組織的な能力向上が図られています。

住民主体の地域ふれあいサロンが8箇所開設され、高齢者の社会参加・見守り・生きがい活動の場が創出されています。生活支援コーディネーターを中心とした支援体制の下、地域住民による自主的な運営がなされており、孤立防止と交流促進に一定の成果がうかがえます。

主要な課題

相談対応が「担当課へつなぐ」ことが中心で、その後のフォローアップや解決過程の具体的な記述が不足している状況です。多機関協働やアウトリーチの具体的実施状況や成果が明確でなく、重層的支援体制整備事業の核となる部分の実態が見えにくい状況があります。

制度の狭間にある方への具体的な支援事例や成果の可視化が不足しており、研修参加と資料共有は行われているものの、その具体的な効果や職員の能力向上に関する評価が不明な状況です。

福祉サービス等の充実

主要な成果

令和6年4月からこども家庭センターを設置し、保健と福祉が一体的に支援する体制が構築されました。障がい者の困りごとに対し、福祉行政と事業所が連携して適切なサービス利用が促進され、就労支援員による就労の可能性がある方への就労事業所案内も実施されています。

高齢者の介護予防では、いきいき百歳体操の新規開設5箇所、フレイル予防運動教室の開始（令和6年度～）、保健事業と介護予防の一体的実施（令和5年8月～）による効果向上が図られています。認知症対策では、認知症カフェの再開・新設（令和5年度1箇所再開、令和6年度3箇所実施）が実現しています。

要介護認定率は13.8%となり、目標値19.6%以下を達成しており、介護予防の取組の成果がうかがえます。

主要な課題

障がい者の就労支援については「拡充・強化」の方向性が示されているものの、具体的な計画が不明確な状況です。また令和6年度新規事業である父親支援事業の利用者が少なく、周知不足の課題があります。スマイルチケット利用における業者への偏りや、子育てサービスと妊産婦ニーズとの乖離も課題となっています。

いきいき百歳体操は、これまで市内各地で開設ができたため、新規開設する場所自体が少なく、新規開設方法に課題があります。自主教室のため、継続実施するための支援が必要です。認知症カフェは参加者の固定化や減少がないよう、内容の検討や継続支援が課題となっています。

多様な課題を抱える人への支援

主要な成果

ゲートキーパー養成講座を継続的に実施し、累計 464 名が受講しており、目標 500 人に対して 92.8%の達成率となっています。自殺未遂者支援ネットワーク会議（消防・警察・病院・保健所）の開催により、関係機関との連携体制が構築されています。

ひきこもり支援では、定期的な居場所の開設（毎週火・金曜日）、精神科医による専門相談の実施（毎月第3金曜日）、ケース会議・訪問相談の定期開催（2か月に1回、令和5年度～）、ボランティアによる職業体験等の実施（令和6年度～）など、体系的な支援体制が整備されています。

令和6年度から権利擁護推進協議会が設置され、成年後見制度研修会も実施（令和5年度、64名参加）されており、権利擁護の体制整備が進められています。

主要な課題

虐待・DV防止に関して、特に周知・啓発の強化はできておらず、より効果的な啓発方法の確立が課題となっています。

ゲートキーパー養成講座の参加者が50代、60代中心で若い世代の参加が少なく、働き世代等への周知に困難があります。

ヤングケアラーの実態把握が十分にできておらず、8050問題やダブルケア等の制度の狭間にある課題への具体的対応が求められています。複合的な課題を抱える人への支援については、具体的取組の展開が課題となっています。



基本目標 3 安全・安心な福祉のまちづくり

目標の概要

避難行動要支援者への支援体制や日頃からの支え合いの仕組みづくりにより地域防災力の向上を図るとともに、防犯体制の整備、情報提供により、誰もが安全に安心して暮らしているまちの実現を目指すものです。この目標の下、「防災・防犯対策の推進」「誰もが暮らしやすい地域づくり」「情報提供・共有の推進」の3つの基本施策が展開されています。

防災・防犯対策の推進

主要な成果

令和4年度に防災行政無線放送の市内全域デジタル化が完了し、防災行政ナビ（ライフビジョン）アプリの運用も開始されました。防災行政無線放送、有田市メール、公式LINE、ライフビジョン、広報ありだ、市ホームページ等による多様な情報発信体制が構築されています。

避難行動要支援者について、令和4年度末から同意があった方への計画作成作業を開始、令和5年度以降は居宅介護事業所などへの作成委託を行い作成件数の増加に努めています。要配慮者利用施設の避難確保計画は市内全施設での策定も完了しており、制度面での整備が進んでいます。

自主防災組織と自治会を主体とした地域企業、小学校、保育所等との連携による避難訓練・防災訓練が実施され、地域住民による「ながら見守り」や市職員による青色防犯パトロールなど、地域と行政が連携した防犯活動も展開されています。

主要な課題

多様な情報発信手段の整備は進んでいるものの、それらの認知度や実際の利用状況、有効性についての評価が不明確な状況です。避難行動要支援者の情報共有や支援体制構築に向けて訓練を実施した自主防災組織が「一部」にとどまっています。

また個別避難計画については避難行動要支援者名簿に登録があり、かつ同意があった方についてのみの作成となっており、潜在的な要支援者への対応や名簿の更新が課題となっています。

誰もが暮らしやすい地域づくり

主要な成果

令和5年度の有田市健康スポーツ公園 BIG SMILE PARK の完成やユニバーサル遊具の設置、令和6年度の新保田保育所園庭整備など、バリアフリー・ユニバーサルデザインを意識した公共施設整備が着実に進められています。

デマンドバスでは路線改編（バス停の増加等）と高齢者用デマンドバスチケットの配布が実施され、乗車人員は24,222人と目標15,000人を大きく上回る161.5%の達成率を記録しました。バス停へのベンチ寄贈なども利用促進に寄与しています。

主要な課題

デマンドバスの運行については、利用者満足度向上のため運行経路変更の実施・バス停の増加等が課題となっています。

情報提供・共有の推進

主要な成果

広報ありだ、市ホームページ、公式LINE等を活用した制度・サービスの情報発信が行われ、読みやすさ・視覚的にわかりやすい紙面構成の見直しやタイムリーな情報発信による情報提供が充実されています。公式LINEにおけるチャットボット機能も導入されました。

令和6年度に「はじめてのスマートフォン体験型講習会」が3つの公民館（宮崎・宮原・港町）で開催され、高齢者等のデジタルデバインド解消に向けた学習機会が提供されています。

主要な課題

「きいちゃんの子育て応援広場」チャットボットシステムの利用者数の伸び悩みにより令和6年度で事業廃止となるなど、広報活動の不足による利用促進の課題が顕在化しています。相談窓口の周知にあまり取り組めておらず、相談窓口の認知度向上が課題となっています。

スマートフォン体験型講習会の継続的な実施体制や今後の方向性が不明確で、情報発信の効果測定や評価方法の確立も不足しています。また地域活動の認知度については、活動に参加していない理由として「どのような活動が行われているか知らない」と回答した割合が42.2%と目標20.0%以下を大幅に上回っており、情報提供の構造的課題が浮き彫りになっています。

基本施策 成年後見制度の利用促進

目標の概要

基本施策「成年後見制度の利用促進に向けて」は、認知症や障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が安心して暮らせるよう、また、誰もが住み慣れた地域で尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の適切な利用を促進するものです。この施策は、制度の周知啓発から利用支援、ネットワーク構築まで、包括的な権利擁護支援体制の整備を目指しています。

成年後見制度の周知啓発

主要な成果

市ホームページでの制度紹介の実施、成年後見制度に関する研修会の開催（令和5年度、64名参加）、イベント開催時等におけるパンフレット配布など、多様な手法による周知啓発活動が展開されています。高齢介護課と福祉課の連携による周知活動により、障がいのある方への成年後見制度の適切な案内も行われています。

主要な課題

成年後見制度利用者数35人（目標48人に対して72.9%達成）、相談件数14件（目標35件に対して40.0%達成）と数値目標を大幅に下回っており、制度の普及や相談体制の充実に課題があります。潜在的なニーズを持つ市民への効果的な周知方法の確立が求められています。

成年後見制度の利用促進

主要な成果

成年後見制度の申立て支援の実施や、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業への適切なつながりが行われています。有田市社会福祉協議会との情報共有により、福祉サービス利用援助事業利用者のうち、成年後見制度の利用が適当な場合の円滑な移行支援体制も構築されています。

主要な課題

成年後見制度の市長申立数は、令和4年度1件、令和5年度2件、令和6年度0人の実績です。潜在的に市長申立が必要なケースを把握する体制の確立が必要な状況です。

制度利用に伴う経済的負担の実態把握と効果的な軽減策の検討が課題となっています。

地域連携の仕組みづくり

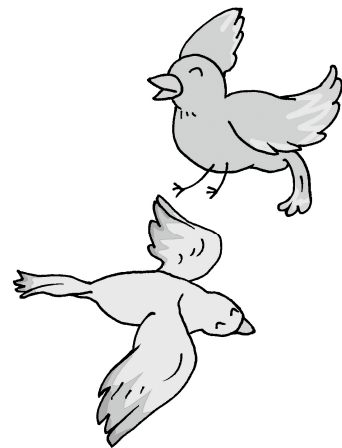
主要な成果

令和6年度における権利擁護推進協議会の設置により、法律・医療・福祉の専門職団体や関係機関とのネットワーク構築が開始されました。同時期には地域包括支援センターにおいて、成年後見制度の利用促進を担う中核機関が設置され、成年後見制度に関する相談支援体制が整備されています。

令和7年度からは権利擁護推進協議会に金融機関、医療機関が新たに参加予定であり、ネットワークの拡充が計画されています。

主要な課題

権利擁護推進協議会の設置や中核機関の整備が令和6年度に行われたばかりで、活動実績がまだ限定的な状況です。



第5節 本市の課題まとめ

(1) 持続可能な地域活動基盤の再構築

地域活動参加の減少と担い手不足の深刻化に対し、情報提供の効果的手法の確立、若い世代の参加促進策の強化、活動内容の多様化と魅力向上、世代継承を見据えた人材育成システムの構築が必要です。特に、中学生アンケート調査（問 15 活動に参加していない理由）では「時間的余裕がない」（59.0%）、「どのような活動が行われているか知らない」（39.0%）が主な参加阻害要因となっており、これらへの具体的な対策が求められています。また、潜在的な参加意向を持つ層を実際の活動につなげるための仕組みづくりや、団体の会員募集支援、リーダー養成支援の充実が急務となっています。

改善の方向性と具体策

① 情報発信体制の強化

多様化する市民の情報取得手段に対応するため、従来の広報紙・市ホームページに加え、SNS・公式LINE・アプリ等のデジタル媒体を活用した多層的な情報発信体制を構築します。特に若年層への情報到達を図るため、発信内容・手法・タイミングの最適化に取り組めます。

② 多様な参加形態の創出

市民の多様なライフスタイルに対応するため、短時間参加型・オンライン併用型・日常生活と両立可能な「ながら参加型」活動など、参加しやすい活動形態の開発・普及を推進します。

③ 地域活動リーダー育成の推進

公民館事業等の既存の社会教育基盤を活用し、地域活動の次世代リーダーの発掘・育成を支援します。地域課題の把握から解決手法の習得まで、段階的な学習機会の提供や、先輩リーダーとの交流機会の創出など、継続的な育成支援に取り組めます。

④ ICT活用による活動支援の充実

高齢者向けスマートフォン講習会の拡充とともに、地域活動団体におけるデジタル化支援を行い、活動の効率化と負担軽減を図ります。オンライン会議・情報共有システム等の導入を支援します。

(2) 包括的支援体制の確立

制度の狭間問題の継続に対し、多機関協働による実効性のある包括的支援体制の構築、明確な相談窓口の設置とワンストップ対応の実現、継続的な支援体制の確立と成果の可視化、時間的・経済的制約を克服する柔軟な支援制度の整備が求められています。特に、夜間・休日の支援、移動支援、複合的課題への対応など、現行制度では対応困難な領域への具体的な対応策の確立が重要です。

改善の方向性と具体策

① 重層的支援体制整備事業の推進

属性や世代を問わない包括的相談支援、多機関の協働による包括的支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制を構築します。従来の「つなぎ」中心の対応から、継続的な伴走支援への転換を図ります。

② 横断的支援制度の創設

既存の福祉制度では対応困難な具体的ニーズ（夜間ごみ収集支援、障がい児の休日外出支援、移動困難者への交通支援等）に対応するため、市独自の横断的支援制度の創設を検討します。

③ 相談支援体制の質的向上

相談対応から支援実施、効果検証までの一貫した支援過程を管理し、支援の質的向上と継続的改善を図る体制を整備します。関係機関との連携強化と情報共有の円滑化を推進します。



(3) 災害時支援体制の強化

防災・減災体制の個別整備は進んでいるものの、災害時における福祉関係者全体の調整機能の強化と、社会福祉法人・事業所・団体間の連携体制構築が課題となっています。また、避難行動要支援者への支援について、要支援者への個別避難計画の推進、要支援者名簿の積極的活用の促進、災害時に実効性のある福祉支援ネットワークの構築が急務となっています。

改善の方向性と具体策

① 災害時福祉支援体制の整備

社会福祉法人・福祉事業所・地域活動団体等の災害時における役割分担を明確化し、平常時からの連携体制構築と定期的な合同訓練実施により、実効性のある災害時福祉支援体制を整備します。

② 避難行動要支援者への個別避難計画の策定推進及び名簿の更新

避難行動要支援者名簿の登録に同意が得られた方への速やかな個別避難計画の策定に努め、名簿の積極的活用の促進や個別避難計画の定期的な更新、見直しにより実効性のある支援体制構築を推進します。

③ 地域防災ネットワークの強化

災害時に効果的に機能する支援ネットワーク構築のため、平常時からの「顔の見える関係」づくりを促進します。自主防災組織・民生委員・福祉事業所等の連携強化を図ります。



(4) 権利擁護支援の推進

成年後見制度の利用促進において、経済的負担軽減と効果的な周知啓発の強化が必要です。また、権利擁護が必要な方の早期発見・早期対応システムの構築と、成年後見制度の利用促進を担う中核機関を中心とした地域ネットワークの充実が求められています。

改善の方向性と具体策

① 成年後見制度利用促進の強化

市ホームページ、広報紙、イベント時のパンフレット配布等の既存手法に加え、潜在的なニーズを持つ市民への効果的な周知方法を確立します。研修会や説明会の継続的な開催により、市民・関係者の制度理解を促進するとともに、相談しやすい環境づくりを推進します。

成年後見制度利用支援事業要綱の改正（令和7年度から適用）による支援対象者の範囲拡大を円滑に実施し、制度利用に係る経済的負担の軽減を図ります。

本人や親族による申立てが困難な場合において、成年後見制度における市長申立を適切に活用します。潜在的に市長申立が必要なケースを早期に把握し、迅速に対応できる体制を強化します。

② 中核機関の機能強化と地域ネットワークの充実

地域包括支援センターに設置した中核機関において、成年後見制度に関する相談対応、周知・啓発活動を充実させます。関係部署との連携を強化し、高齢者だけでなく障がいのある方への支援も含めた包括的な権利擁護支援体制を構築します。

権利擁護推進協議会を中心に、法律・医療・福祉の専門職団体や関係機関とのネットワークを強化します。令和7年度からは金融機関、医療機関も参加し、より実効性のある協議体として機能させるとともに、定期的な開催による情報共有と課題解決に向けた協議を推進します。

③ 早期発見・早期対応の仕組みづくり

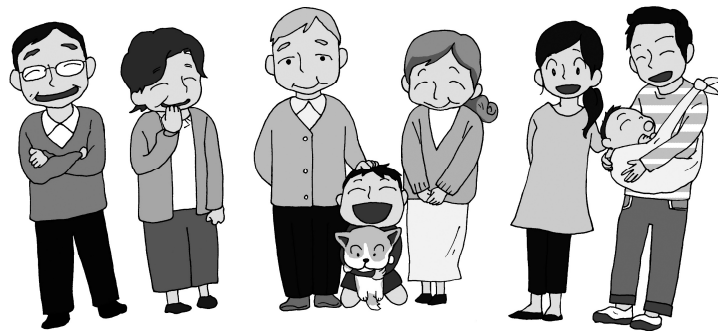
民生委員・児童委員、福祉事業所、医療機関等との連携により、権利擁護が必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげる体制を構築します。地域での見守り活動と専門的支援を円滑に接続する仕組みを整備します。

社会福祉協議会との継続的な情報共有により、福祉サービス利用援助事業利用者のうち成年後見制度の利用が適当な場合に、本人の状況に応じたスムーズな移行支援を行います。

第3章 計画の基本理念と目標

第1節 基本理念

誰もが安心して暮らせる
「つながり」「支え合い」の笑顔輝くまち ありだ
～みんながつながり 一人ひとりを大切にし その人らしい幸せを育むまち～



本計画では、第3次計画から継承してきた「誰もが安心して暮らせる『つながり』『支え合い』の笑顔輝くまち ありだ」という基本理念の大きな流れを踏襲しながら、社会の要請や地域福祉を取り巻く環境の変化を受けて、「～みんながつながり 一人ひとりを大切にし その人らしい幸せを育むまち～」という新たな想いを込めて発展させました。

本市が目指すのは、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、すべての市民が安全で安心な生活を送ることができる社会です。そのためには、人と人、人と地域、地域と行政が結びつき、「つながり」と「支え合い」を通じて、誰一人取り残さない社会を実現していく必要があります。

そこで、これまで整備してきた重層的支援体制や権利擁護体制、地域活動の基盤を活かしながら、より多くの市民が参加し、地域全体が結束する社会を目指します。第3次計画期間中の課題であった参加率の向上や制度の浸透を図り、整備された基盤を実質的に機能させ、地域の結びつきを強めていくことで、地域福祉の実効性を高めていきます。

同時に、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりや孤独・孤立など、複雑化・複合化した課題に直面する市民の状況や想いに寄り添い、その人の尊厳と権利が守られる社会を目指します。制度の狭間に陥ることなく、一人ひとりの個別性を尊重することで、画一的な支援ではなく、それぞれの市民が自分らしい生き方を選択し、幸せを感じながら暮らし続けられる社会の実現につなげていきます。個人の Well-being（身体的・精神的・社会的に良好な状態）を大切にし、一人ひとりの幸福感を長期的に見守り、支え、育んでいくまちづくりを進めていきます。

この基本理念の下、これまでの取組の成果を継承しながら、より実効性の高い地域福祉を推進し、本市に関わるすべての人が笑顔で輝けるまちづくりを進めていきます。

第2節 基本目標

本市の地域福祉を取り巻く課題の解決と基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に取り組みます。

基本目標1 つながりを作り支え合うまちづくり

地域活動への支援や住民同士の交流の促進により、地域ぐるみで助け合い、支え合う仕組みをつくることで、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるまちをつくりま

基本目標2 包括的に支援するまちづくり

複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対して、関係機関や地域住民が連携して包括的に支援できる体制を整備し、相談から支援まで切れ目のない支援により、誰一人取り残されることなく、一人ひとりに寄り添った支援やサービスを受けられるまちをつくりま

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

防災・防犯対策の推進と避難行動要支援者への支援体制の強化により地域防災力の向上を図るとともに、バリアフリーな環境整備や効果的な情報提供により、誰もが安全に安心して暮らしていけるまちをつくりま

基本目標4 権利が守られ尊厳を持って暮らせるまちづくり

成年後見制度の利用促進や権利擁護支援体制の充実により、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になった場合でも、適切に制度やサービスが利用でき、誰もがその人らしく生きることができるよう権利や尊厳が守られるまちをつくりま

第3節 新しい時代に合わせた地域福祉の推進

(1) SDGs と Well-being の統合的推進

① 本計画における2つの視点



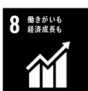



本計画の計画期間（令和8年度～令和11年度）は、SDGsの目標年である令和12年（2030年）を見据えた重要な期間に位置づけられます。

本計画では、SDGsの「誰一人取り残さない」という社会全体の理念と、Well-beingという「一人ひとりの幸せ」に着目する視点を統合し、双方の強みを活かした地域福祉を推進します。

② SDGsの視点：誰一人取り残さない地域社会の実現

SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき17の目標と169のターゲットから構成されています。引き続きSDGsの理念に基づき、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱える人、情報が届きにくい人など、支援から取り残されがちな方々への対応を強化します。

■特に本計画と深く関連する目標

<p>目標1：貧困をなくそう</p> <p> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>目標3：すべての人に健康と福祉を</p> <p> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>目標8：働きがいも経済成長も</p> <p> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>目標10：人や国の不平等をなくそう</p> <p> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>目標11：住み続けられるまちづくりを</p> <p> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>目標17：パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

③Well-being の視点：一人ひとりの幸せの実現

Well-being とは、単に問題がない状態ではなく、一人ひとりが身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、自分らしい生き方を実現し、生きがいや幸福感を感じながら暮らすことができる状態を指します。

地域への愛着（77.7%）や幸福度（平均 7.10 点）が高い水準にあります。この強みを活かし、従来の「困りごとへの対応」という問題解決型の支援に加えて、一人ひとりの「幸せ」を積極的に育む支援へと発展させます。



④Well-being の方向性

つながりによる Well-being の向上（基本目標 1）

地域活動や交流を通じた社会参加の促進により、市民一人ひとりが地域における帰属感や生きがいを実感できるよう支援します。多様な世代・属性の人々との交流機会を創出することで、相互理解を深めるとともに自己肯定感の向上を図ります。また、支え合いの関係性を通じて、支援を提供する側と支援を受ける側の双方がそれぞれの役割と価値を見出し、相互の Well-being を実現できる地域づくりを推進します。

個別性を重視した Well-being の実現（基本目標 2）

一人ひとりの価値観や生活スタイルに応じた「その人らしい」支援を提供することで、個々の市民が自分らしい生活を送ることができるよう支えます。複雑化・複合化した課題に対しては包括的な支援を行うことで生活の質の向上を図り、当事者の選択と自己決定を最大限尊重することで主体性を支え、Well-being の促進に取り組みます。

安全・安心を基盤とした Well-being の確保（基本目標 3）

物理的・心理的安全が確保された環境での生活を通じて、市民が日常的に安心感と幸福感を持って暮らせるよう支援します。バリアフリー環境の整備により、障がいの有無や年齢に関わらず誰もが自由に移動し、積極的に社会参加できる環境を創出します。また、災害時や緊急時においても一人ひとりの尊厳が守られる体制を構築することで、継続的な Well-being を保障します。

尊厳の保持による Well-being の実現（基本目標4）

認知症や障がいなどにより判断能力に課題があっても、その人の意思や価値観を最大限尊重し、その人らしい生活の継続を支援します。権利擁護により自己決定権を保障することで、一人ひとりが主体的に生活できるよう支えます。成年後見制度の適切な利用を促進することで、誰もが安心して暮らせる基盤を整備し、尊厳を持った生活の実現を目指します。

⑤統合的推進による相乗効果

SDGsの「誰一人取り残さない」視点により、支援が必要な人を確実に発見し支えることで、社会全体の底上げを図ります。同時に、Well-beingの視点により、一人ひとりの個別性や価値観を尊重し、「その人らしい幸せ」を実現することで、支援される側・する側の双方が幸福感を持てる地域づくりを進めます。

この2つの視点を統合し、本計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせる『つながり』『支え合い』の笑顔輝くまち ありだ ～みんながつながり 一人ひとりを大切にし その人らしい幸せを育むまち～」の実現を目指します。



第4節 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
誰もが安心して暮らせる「つながり」「支え合い」の笑顔輝くまちありだ	基本目標 1 つながりを育み 支え合うまちづくり	①福祉・人権意識の醸成 ②多様な交流の場づくり ③地域活動・ボランティア活動の促進
	基本目標 2 包括的に支援する まちづくり	①包括的相談支援体制の充実 ②ライフステージに応じた福祉サービスの充実 ③複合的課題への対応強化
	基本目標 3 安全・安心に暮らせる まちづくり	①防災・防犯対策の推進 ②誰もが暮らしやすい環境整備 ③効果的な情報提供・共有の推進
	基本目標 4 権利が守られ 尊厳を持って暮らせる まちづくり	①成年後見制度の周知啓発 ②制度利用の支援と体制整備 ③権利擁護支援のネットワーク構築

第4章 具体施策の展開

基本目標1 つながりを育み支え合うまちづくり

【重点テーマ】誰もがつながり参加できる地域づくり

市民の地域愛着は 77.7%と高い一方で、地域活動参加率は 34.5%にとどまり、「活動を知らない」(42.2%)、「時間的余裕がない」(44.7%)が主な理由となっています。また、障がいのある人との交流機会も少なく、世代間でのつながりにも差があります。福祉・人権への理解を深め、多様な交流の場をつくり、情報提供や参加機会の充実により、高い地域愛着を実際のつながりと参加につなげます。

《成果を測る指標》

「地域活動への参加率」を高める <small>(市民アンケート調査で地域活動に「参加している」「活動内容により参加している」「気が向いた時に参加している」と回答した割合の合計)</small>	現状値 <small>(令和6年度)</small> 34.5%	→	目標値 <small>(令和11年度)</small> 50%以上

解決したい！地域のこんな困りごと

ケース①：地域活動の情報が届いていない

地域では様々な活動が行われているのに、「どのような活動が行われているか知らない」という市民が 42.2%もいます。情報が届かないために参加のきっかけをつかめない人が多く、「情報があれば参加したい」という声も多く聞かれます。

■市民の声

地域で何か活動をしているのは知っているけれど、どこで情報を得られるのかわからない。参加してみたいけれど、きっかけがない。

ケース②：参加したくても参加できない

「時間的余裕がない」(44.7%)という理由で参加できない人が多くいます。また、障がいのある人との交流機会が少なく(市民 47.9%、中学生 72.0%が「ほとんど交流の機会がない」)、世代間でのつながりにも差があります。

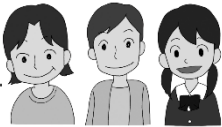
■市民の声

地域のために何かしたいけれど、フルタイムで働いているので定期的な活動は難しい。短時間や単発でも参加できる活動があればいいのに。

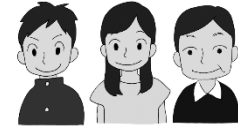
基本施策1 福祉・人権意識の醸成

福祉や人権に対する理解を深め、思いやりと支え合いの心を育むため、学校教育、生涯学習、地域活動等あらゆる機会を通じた福祉・人権教育を推進します。特に次世代を担う子どもたちへの福祉教育を充実させるとともに、合理的配慮への理解促進を強化します。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 福祉や人権に関する勉強会や研修等があることを知ったら、積極的に参加してみましょう。
- 地域でのできごとや福祉に関する話題に関心を持ち、家族や友人と話し合ってみましょう。
- 募金やクラウドファンディングなどの案内を見かけたら、その使い道を確認し、自分ができる範囲で協力してみましょう。
- 困っている人がいたら「何かお手伝いできることはありますか」と声をかけてみましょう。
- ヘルプマークなど、支援が必要なことを示すマークの意味を知り、配慮を実践しましょう。
- 学校や地域での福祉教育・体験活動に協力し、次世代への福祉の心の継承に取り組みましょう。
- 企業や団体は、従業員・メンバー向けの福祉や人権に関する研修会を開催しましょう。

(2) 施策の展開

① 学校等における福祉・人権教育の推進

施策名	学校における福祉教育の充実	担当課	教育総務課
<p>小・中学校において地域住民との連携を積極的に推進し、福祉教育や福祉体験の機会を充実します。児童生徒の発達段階に応じた体験的な学習（認知症講座、福祉をテーマにした職場体験・企業連携学習等）や地域活動者等との対話や交流を通じて、児童生徒自身が「ふくし」の対象であることを学び、自己他者ともに大切にできる心を育みます。ともに生きる社会の実現に向けて児童生徒自身が行動できるよう、有田市社会福祉協議会のコーディネート機能を活用し、学校と地域・企業の効果的な連携を図ります。</p>			

施策名	生涯学習における福祉・人権教育の推進	担当課	生涯学習課、市民課
<p>生涯学習の場などを活用し、あらゆる世代・あらゆる機会を通じて福祉や人権について学ぶ機会を提供します。市内全小学校（7校）における人権教育（保護者学級）を継続的に実施し、保護者世代への人権教育を推進します。公民館事業等における多様な学習の機会の創出に努めます。</p>			

② 多様な手法による人権啓発の推進

施策名	参加しやすい人権啓発事業の実施	担当課	市民課
<p>市民の人権意識の高揚と、人権課題への正しい理解と認識を深めるため、参加しやすく効果的な手法により、人権啓発事業を実施します。人権啓発市民のつどいや映画観賞会（ココロつなぐ人権動画を見直し）、男女共同参画講演会等を開催し、多様な学習機会を提供します。若年層への情報到達を強化し、幅広い世代の参加を促進します。</p>			

③ 合理的配慮への理解促進の強化

施策名	合理的配慮の理解促進と実践	担当課	福祉課、市民課
<p>障がいのある人もない人もともに暮らしやすい地域社会を実現するため、障がいや合理的配慮への理解を深めるための啓発を強化します。市主催事業における合理的配慮（手話通訳、要約筆記、車椅子対応等）の提供を標準化し、戦没者慰霊祭での手話対応を他事業にも展開します。障害者差別解消法の周知・啓発、事業者向け研修会の開催、ヘルプマーク等の普及啓発に取り組みます。障がい当事者の声を聴く機会を創出し、学校教育との連携を強化します。</p>			

④ 寄付文化の醸成

施策名	寄付の「見える化」と文化の醸成	担当課	福祉課
<p>企業や市民による寄付を促進するため、地域福祉団体の活動や寄付の活用状況について積極的に情報提供を行い、寄付文化の醸成を図ります。日本赤十字社活動資金や共同募金への協力を推進するとともに、寄付の効果的な活用と使途の透明性を確保し、寄付の成果を「見える化」します。</p>			

■取組の進捗を測る指標

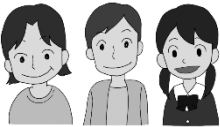
指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
福祉教育実施回数（小中学校）	9テーマ※	10テーマ以上
人権啓発市民のつどい参加者数	458人	500人以上

※1テーマにつき4・5時間

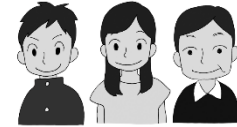
基本施策2 多様な交流の場づくり

誰もが孤立することなく地域とつながりを持ち、生きがいを感じながら暮らせるよう、年齢や障がいの有無、国籍に関わらず、誰もが気軽に参加できる交流の場や居場所づくりを推進します。特に世代間交流を促進し、相互理解と支え合いの関係を育みます。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 子育てサークルや地域の交流イベントの情報を見かけたら、まずは一度参加してみましよう。
- 障がいのある人もない人も、年齢や国籍に関わらず参加できる交流イベントに足を運んでみましょう。
- 世代を超えた交流の機会を大切にし、お互いの経験や知恵を共有しましょう。

【中高生向け】

- 篠笛などの伝統文化を高齢者に教わり、世代を超えた交流を楽しみましょう。
- スタンプラリーなど、小さいこどもから高齢者まで参加できるイベントを企画・運営してみましょう。
- 学校間交流イベントに参加し、異なる学校の友達をつくりましょう。

(2) 施策の展開

① 子育て世代の交流促進

施策名	子育て世代の交流と相談の場づくり	担当課	こども課
<p>子育て世代活動支援センターWaku Waku・児童館・子育てサークル等で、親同士が交流したり、悩みを相談できる場の充実に取り組みます。親子が遊び、交流できる居場所を提供するとともに、子育てについての相談や情報の提供、助言等の支援を行います。子育てサークルとの定期的な交流を通じて、子育て世代が孤立せず安心して子育てできる環境づくりを推進します。</p>			

施策名	地域子育て支援拠点の充実	担当課	こども課
<p>子育て世代活動支援センターWaku Wakuにおいて、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供を行います。</p> <p>港町児童館と砂浜児童館において、乳幼児とその保護者を対象に交流の場を提供します。保育所、認定こども園では、入園していない乳幼児を持つ子育て中の親子が保育所で楽しく過ごすことで、子育て不安の解消や情報交換ができる場所を提供します。</p> <p>各地区公民館で実施している子育てサークルに保育士等が参加し、遊びや子育てについて専門的な立場から助言を行い、保護者同士のネットワークづくりを支援します。</p>			

② こどもの居場所づくり

施策名	こども食堂等の居場所づくり支援	担当課	こども課
<p>貧困対策及び地域におけるこどもの居場所づくりとして、地域住民等が主体となって運営するこども食堂の継続的な運営を支援します。</p> <p>居場所提供・食事・学習・体験活動を通じた貧困対策と地域での見守りを推進します。地域の大人がこどもを見守り、支える環境を整備し、すべてのこどもが安心して過ごせる居場所を確保します。</p> <p>食事の提供だけでなく、学習支援や体験活動を通じて、こどもの健全な育成を支援します。</p>			

施策名	放課後等の多様な居場所づくり	担当課	こども課、生涯学習課
<p>港町児童館と砂浜児童館において、児童に健全なあそび場を提供し、情操を豊かにすることを目的に事業を実施します。</p> <p>世代間の交流の場や放課後の児童生徒の居場所としての機能を充実させ、様々な活動を通じて児童の健全育成を図ります。</p> <p>地域ふれあいルームでは、学校や家庭では経験できない体験学習や地域の大人との交流する機会を提供し、安心・安全な放課後の居場所として設置します。こどもと地域の人がふれあい、地域社会全体でこどもの健やかな育ちを支援します。</p>			

③ 障がいのある人の交流促進

施策名	日常的な交流機会の創出	担当課	福祉課
<p>身近な地域において、障がいのある人と地域住民が交流する機会や場を創出します。障害者美術展、障がい者スポーツ教室などの市主催事業を継続するとともに、障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業所が主体となって開催する交流事業を支援し、日常的な交流機会の拡充を図ります。</p>			

④ 世代間交流の促進

施策名	多世代交流事業の推進	担当課	高齢介護課、福祉課
<p>認知症カフェや認知症啓発イベントなど、多世代が交流する新たな取組を継続・拡充します。好事例を他地域にも横展開し、世代を超えた相互理解と支え合いの関係を育みます。</p>			

施策名	公民館等における世代間交流事業	担当課	生涯学習課
<p>ふれあいルーム、親子体験教室、たこ作り教室及びたこあげ大会など、多世代が参加できる事業を継続的に実施し、世代を超えた交流と学びの機会を提供します。</p>			

施策名	文化・芸術を通じた世代間交流	担当課	生涯学習課
<p>有田市文化祭、美術展、芸能大会、文芸大会など、多様な世代が参加し、生きがいや趣味を披露できる場を継続的に提供します。文芸大会への小・中学生参加など、多世代が参加し、文化の継承と世代間交流の機会とします。</p>			

⑤ 多様な交流の場・居場所づくり

施策名	気軽に立ち寄れる居場所の確保	担当課	福祉課、高齢介護課
<p>年齢や障がいの有無、国籍に関わらず、身近な地域において気軽に立ち寄り、いつでも誰でも交流できる場を確保します。福祉事業所等が開催する交流イベントを支援するとともに、地域交流拠点の整備を進めます。</p>			

施策名	隣保館における交流促進	担当課	市民課
<p>隣保館では、地域における様々な生活上の課題の解決に向けた各種相談事業等に取り組むとともに、各種教室を開催し、地域住民の交流の場を提供します。新規教室の開催など、交流機会のさらなる拡充を図ります。</p>			

⑥ 学校と地域の連携による交流促進

施策名	学校運営協議会を通じた交流機会の創出	担当課	教育総務課
<p>保護者、地域住民が学校運営に参加する学校運営協議会の活動により、地域とこどもの交流機会の充実に取り組みます。地域コーディネーターやコミュニティ・スクール推進員の機能を活用し、学校と地域を効果的につなぎ、多様な体験学習や交流活動を展開します。</p>			

■取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
地域子育て支援拠点事業の利用者数	延べ16,193人	延べ14,379人
公民館事業参加者数(世代間交流関連)	3,360人	3,600人以上
隣保館教室参加者数	延べ3,403人	延べ3,600人



基本施策3 地域活動・ボランティア活動の促進

地域活動やボランティア活動への参加を促進するため、活動に関する情報提供の充実、多様な主体の連携強化、活動拠点の確保、担い手の育成・支援に取り組みます。特に情報提供の抜本的強化により、市民が活動を「知り」「参加しやすい」環境づくりを推進します。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 市の広報紙や公式LINE、回覧板などで地域活動の情報をチェックし、「これならできそう」と思う活動に参加してみましょう。
- まずは年1回のお祭りや清掃活動など、気軽に参加できるイベントから始めてみましょう。短時間や単発参加でも大丈夫です。

【中高生向け】

- SNSやYouTube等を活用して、地域の魅力や活動の様子を発信してみましょう。
- Canvaなどのデジタルツールでポスターやチラシを作成し、地域活動の広報をサポートしましょう。
- 地域の清掃活動やお祭りの運営など、できる範囲でボランティア活動に参加してみましょう。
- 自分たちのアイデアを地域に提案する機会（ワークショップ等）があれば、積極的に参加してみましょう。

(2) 施策の展開

① 情報提供の抜本的強化

施策名	多層的な情報発信と積極的な情報提供への転換	担当課	福祉課、総務課
<p>市民が様々な地域活動に参加するきっかけづくりのため、地域活動に関する情報提供、広報活動の抜本的強化に取り組みます。紙媒体（広報紙、回覧板、チラシ）とデジタル媒体（LINE、SNS、アプリ）を組み合わせた多層的な情報発信を行うとともに、地区別・年代別に対象を絞った配信、民生委員や自治会を通じた対面での情報提供など、市民が情報を探しに来るのを待つのではなく、市から積極的に情報を届ける方法に転換します。特に若年層への情報到達を強化し、関連部署や地域団体と連携した発信タイミングの調整など、より効果的な広報方法を展開します。</p>			

② 多様な参加機会の創出

施策名	NPO・ボランティア団体の活動支援	担当課	総務課
<p>広報ありだや市ホームページ・SNS等を通じ、地域の課題解決に取り組むNPO・ボランティア団体等への情報提供などの支援により、活動のさらなる活性化を促進します。つながるまちありだ活動支援事業補助金等により、団体の活動を支援します。</p>			

施策名	市民協働活動の促進と多様化	担当課	経営企画課
<p>行政パートナー・まちづくりサポーターへの登録を推進するとともに、活動の機会を充実します。これまでのイベント司会や清掃活動に加え、多様な活動内容（専門性を活かした地域貢献、福祉教育への協力、イベント企画・運営等）での協力を促進し、市民の特技や経験を活かした協働活動を展開します。</p>			

施策名	学校・地域・企業の連携促進	担当課	教育総務課
<p>保護者、地域住民が学校運営に参加する学校運営協議会の活動により、地域とこどもの交流機会の充実に取り組みます。地域コーディネーターやコミュニティ・スクール推進員の機能を活用し、学校と地域・企業を効果的につなぎ、子どもたちに必要な体験学習等を展開します。</p>			

③ 多様な主体の連携強化

施策名	多様な主体による見守り・支え合いネットワークの構築	担当課	福祉課、総務課
<p>自治会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、福祉事業所など、地域活動に取り組む多様な主体との連携を強化し、見守り・支え合い活動を活発化します。協働活動の継続実施とともに、清掃活動やイベント運営に加えた新たな取組を創出します。自主防災組織、公民館等と連携した防災訓練や防災講座を実施し、地域での防災意識向上に努めます。</p>			

④ 活動拠点の確保と環境整備

施策名	公共施設を活用した活動拠点の充実	担当課	生涯学習課
<p>公民館などの公共施設を有効に活用した地域活動の拠点の確保に取り組みます。公民館では作品展、地域のふれあいの広場、自主事業の開催、サークル活動の推進を行い、幅広い世代の地域活動の拠点としての機能を充実します。図書館では読み聞かせや朗読会など、ボランティアグループの活動拠点として定期的な場を提供します。郷土資料館では特別展や企画展、歴史講座、ワークショップを実施し、地域の歴史や文化を学び、交流する機会を提供します。</p>			

施策名	安全・安心な活動環境の整備	担当課	生涯学習課
<p>公共施設において、適切な安全対策などを講じるとともに、正確な情報発信を行うことで、地域住民や団体等が安全に活動に取り組むことができる環境を整備します。各公民館での防災訓練や8館合同訓練を実施し、安全管理体制を強化します。</p>			

⑤ 担い手の育成と支援体制の強化

施策名	地域福祉活動の担い手育成	担当課	福祉課、高齢介護課
<p>地域の課題に気づき、実践することができる人材や、専門的な知識や技術を持ち、ボランティアやNPO等で活躍できる人材の育成に取り組みます。高齢者、障がいのある人、育児経験者など、多様な人材が地域福祉活動の担い手となる取組を推進します。集いの場の運営実務者を対象とした地域ふれあいサロン実務者情報交換会を開催し、運営の工夫や地域課題について共有する場を設けます。</p>			

施策名	生活支援コーディネート機能の強化	担当課	高齢介護課
<p>生活支援コーディネーターの活動により、地域福祉活動に参加できる人や高齢者の生活支援の担い手の養成・発掘を行います。就労的支援コーディネーターと連携し、高齢者の社会参加や役割創出に向けたコーディネートを推進します。担い手養成講座を継続的に開催し、男性向けに加え、多様な層（若年層、子育て世代、企業等）の参加を促進します。</p>			

施策名	住民主体の支え合いの場づくり	担当課	高齢介護課
<p>生活支援コーディネーターを中心に、地域における社会資源の開発や支援者のネットワークの構築を図り、支え合いの地域づくりを推進します。地域ふれあいサロン（住民主体の集いの場）の開設支援を継続し、高齢者の社会参加、見守り、生きがい活動を促進します。集いの場の運営実務者を中心に地域課題について共有し、課題解決に向けた話し合いの場（協議体）を開催します。</p>			

施策名	民生委員・児童委員活動の充実	担当課	福祉課
<p>地域での身近な相談や見守り、関係機関へのつなぎ役として、民生委員・児童委員の活動推進や連携を図り、活動内容の周知に取り組みます。友愛訪問、デマンドバスの利用促進など、地域に密着した活動を支援します。</p>			

■取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
地域活動参加率	34.5%	50%以上
地域活動の認知度（「活動を知らない」の割合）	42.2%	20%以下
市民との協働活動件数	18件	25件以上
NPO団体・事業者との協働活動件数	12件	20件以上
つながるまちありだ活動支援事業補助金活用件数	6件	10件以上
地域ふれあいサロン設置数	8箇所	15箇所以上
担い手養成講座参加者数	7人	30人以上
公民館自主活動サークル利用件数	4,544件	4,800件以上

基本目標2 包括的に支援するまちづくり

【重点テーマ】声を上げられない人を見つけ、支える

経済的不安を感じる市民は33.4%（前回比+5.2ポイント増）と増加しており、「どこに相談したらいいかわからない」「相談しても解決するか不安で我慢してしまう」という声が寄せられています。また、事業所アンケートでは55.6%が「既存の公的な福祉サービスでは対応が不十分だと思う方がいる」と回答しており、ヤングケアラー、8050問題、ひきこもり、虐待・DVなど、自ら助けを求めることが難しい課題への対応が求められています。学校・地域・関係機関との連携を強化し、「気づき」から「支援」までの切れ目のない対応を推進します。

《成果を測る指標》

「多機関連携による支援ケース数」の増加	現状値 (令和6年度)	➔	目標値 (令和11年度)
	1件		5件

解決したい！地域のこんな困りごと

ケース①：声を上げられない人たちの存在

ヤングケアラー、8050問題、ひきこもり、介護の悩みなど、自ら助けを求めることが難しい課題を抱える人がいます。事業所の55.6%が「既存の公的な福祉サービスでは対応が不十分だと思う方がいる」と回答しており、制度の狭間にある課題への対応が必要です。

■市民の声

介護してもらえる人はもちろん、介護する人の気持ちのサポートも考えていただきたい。長年家族の介護をしてきましたが、代わってもらう人もなくストレスがたまり、心身のつらさを知りました。

ケース②：制度では対応できない困りごと

夜間・休日の支援、移動支援、複合的な課題など、既存の制度では十分に対応できないケースがあります。新しい支援体制ができて、周知不足で利用につながっていません。

■市民の声

障がいのある子どもたちが放課後に心からゆったりと過ごせる場所をつくってほしい。さくらんぼ園等へ市からの補助で、スタッフの増員や収容人数を増やしてほしい。

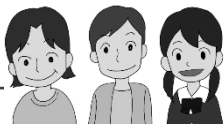
■事業所の声

夜間・休日の支援や、複合的な課題を抱える方への対応など、既存の制度では十分に支援できないケースがあります。もっと柔軟な支援体制が必要と感じます。

基本施策1 包括的相談支援体制の充実

複雑化・複合化する地域の課題や、制度の狭間の問題（8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど）に対応するため、重層的支援体制整備事業を推進します。断らない相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施し、既存資源を最大限活用しながら包括的な支援体制の充実を図ります。

（1）地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 困りごとや悩みごとは、一人で抱え込まず、まず身近な人に相談してみましょう。
- 身近な人で困っている様子の方がいたら、「何か困っていることはありませんか」と声をかけ、必要に応じて相談窓口を紹介しましょう。
- 地域ふれあいサロンなど、気軽に話ができる場に参加し、困りごとを共有できる関係をつくりましょう。
- 民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会など、身近な相談先を知っておきましょう。
- 企業や事業所は、従業員が相談しやすい環境をつくり、必要に応じて専門機関につなぎましょう。

（2）施策の展開

① 断らない相談支援体制の構築

施策名	包括的な相談支援体制の充実	担当課	福祉課
	市民の日常生活上の悩みや生活困窮、ひきこもり、虐待等の様々な相談に応じ、多機関協働による対応やアウトリーチによる支援など、断らない相談支援体制を構築します。相談内容に応じて適切な担当課へつなぐとともに、その後のフォローアップや継続的な支援を行う伴走支援を推進します。		

施策名	相談窓口の認知度向上	担当課	福祉課
	広報紙、市ホームページ、公式LINE等を活用した相談窓口の周知を強化するとともに、地域の身近な場所での相談機会を確保します。特に生活困窮に関する相談窓口について、潜在的な支援ニーズを持つ方へ情報が届くよう情報提供を研究し、推進します。		

施策名	相談支援専門員の資質向上	担当課	福祉課
	研修の機会を充実することで、相談支援専門員の資質の向上を図り、複雑化・複合化している相談に適切に対応できる体制を整備します。研修資料を関係部署に共有するとともに、研修の効果を評価し、継続的な能力向上に取り組みます。		

施策名	多機関協働による包括的支援の推進	担当課	福祉課、高齢介護課
<p>高齢介護課、福祉課、こども課、健康推進課等の関係部署間での情報共有を密にし、定期的な担当者会議や重層的支援会議を開催します。多機関協働事業者は、個別事例の支援だけでなく、支援者を支援する機能や、事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担います。既存の支援機関では対応が難しい複合化した事例の調整役として、支援関係機関の役割分担や支援プランの策定を行います。外部機関（医療機関、福祉事業所、学校等）との連携も強化し、切れ目のない支援を実現します。</p>			

施策名	アウトリーチ支援の推進	担当課	福祉課
<p>民生委員、地域包括支援センター、福祉事業所等と連携し、潜在的な支援ニーズを持つ方を早期に発見し、相談支援につなげます。相談支援員・就労支援員による包括的な支援を推進し、社会福祉協議会やハローワークと連携した就労支援、住居確保支援等を実施します。支援が届いていない孤立した人（ひきこもり、障がいグレーゾーン等）を把握する体制を構築し、本人に会えない場合は関係者からの情報収集から始めるなど、継続的に関わる支援を推進します。</p>			

② 参加支援の充実

施策名	社会参加・つながりづくりの支援	担当課	福祉課、高齢介護課
<p>複雑化・複合化した課題を抱え、社会参加に困難を抱える人が地域社会とつながりを持つよう、本人の状況やニーズに応じた参加支援を行います。既存の地域資源（福祉事業所、居場所、ボランティア団体等）を活用し、本人と支援メニューのマッチングを行います。既存サービスで対応できない場合は、新たな社会資源の開発を検討します。多機関協働による重層的支援会議において利用が必要と認められた方に対し、段階的な社会参加を支援します。</p>			

③ 地域づくり支援の推進

施策名	多様な主体による地域づくりの推進	担当課	福祉課、高齢介護課 総務課
<p>年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが参加できる交流の場や居場所を確保し、地域における「人」と「人」、「人」と「場所」をつなぎ合わせるコーディネート機能を強化します。福祉分野だけでなく、企画部局、教育、労働、住まいなど多様な分野や、地域住民、企業等との連携により、地域に必要な社会資源の開発と、支え合いの地域づくりを推進します。地域活動は自発的で楽しいものであることを重視し、住民主体の取組を支援します。</p>			

施策名	居場所を通じた孤立防止と早期発見	担当課	福祉課、高齢介護課
<p>サロン活動やこども食堂など、多分野における居場所、交流の拠点づくりに努め、住民同士のケアや支え合う関係性を構築します。地域における孤立の発生・深刻化の防止に取り組むとともに、居場所を通じた早期発見・早期対応の仕組みを構築します。</p>			

④ こども家庭センターとの連携強化

施策名	こども家庭センター機能の充実	担当課	健康推進課、こども課
<p>こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の一体的支援体制を構築します。すべてのこども・家庭の相談に対応し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない専門的な支援を提供します。予期せぬ妊娠や貧困等で支援が必要な特定妊婦への生活援助体制を整備し、必要な支援機関への適切な接続を図ります。</p>			

施策名	妊婦等包括相談支援事業	担当課	健康推進課
<p>妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等についての相談に応じ、安心して出産・育児ができる伴走型の相談支援を実施します。</p> <p>一人ひとりの状況に応じて必要な支援につなぎ、妊娠期から子育て期まで継続的にサポートします。気軽に相談しやすい環境を整えるとともに、連携機関との顔の見える関係づくりと適切な情報共有を行います。</p>			

施策名	要支援家庭への包括的支援	担当課	こども課
<p>訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事支援・育児支援を行います。</p> <p>各家庭の状況に応じた適切な支援を提供し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。</p> <p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場の提供、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。</p> <p>児童及び家庭の状況を把握・分析し、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を提供します。</p>			

■取組の進捗を測る指標

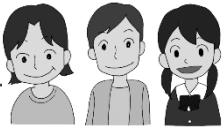
指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
生活困窮に関する相談件数	25件	20件※
多機関協働ケース会議開催回数	1回	5回
地域ふれあいサロン設置数【再掲】	8箇所	15箇所以上

※景気や失業率等で増減するため予測値とする

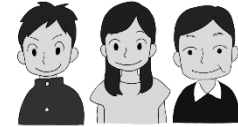
基本施策2 ライフステージに応じた福祉サービスの充実

高齢者、障がいのある人、子育て世代など、それぞれのライフステージに応じた福祉サービスを充実させ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備します。分野横断的なサービスの展開により、切れ目のない支援を提供します。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 高齢者向けの介護予防教室やいきいき百歳体操などに参加し、健康づくり・介護予防に取り組みましょう。
- 認知症サポーター養成講座に参加し、認知症の人や家族を地域で支える一員になりましょう。
- 子育て世代は、子育て支援センターや児童館など、気軽に相談できる場を積極的に利用しましょう。
- 障がいのある人への理解を深め、日常生活の中でできる配慮を実践しましょう。
- 企業は、障がい者雇用への理解を深め、雇用の推進に取り組みましょう。

【中高生向け】

- ベビーシッター体験や読み聞かせボランティアなど、子育て支援活動に参加してみましょう。
- みかん栽培や漁業の技術を高齢者に教わり、世代間で技術を継承しましょう。

(2) 施策の展開

① 高齢者支援の充実

施策名	相談支援体制の充実	担当課	高齢介護課
福祉に関する相談窓口において、福祉サービスを必要とする市民に対する相談支援体制を充実します。地域包括支援センター等の庁内連携機関との情報提供を行い、介護認定の申請や提供する介護サービスの見直し等につなげます。事業所等を含む関係機関との協力体制を構築し、市民の困りごとの早期発見や支援につなげます。			

施策名	健康づくり・介護予防の推進	担当課	高齢介護課、保険年金課
フレイル予防につなげるため、自主サークル「いきいき百歳体操」の普及や介護予防運動教室などを身近な場所で実施します。保健事業と介護予防の一体的な実施によるさらなる予防効果の向上に取り組み、各地域単位で参加できる教室を提供し、住民の自主性を高められるよう支援します。			

施策名	認知症予防と早期発見・早期対応	担当課	高齢介護課
<p>認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等により、認知症に対する市民の理解を深めるとともに、認知症予防や早期発見による重度化防止に向けた支援を行います。小学生や中学生にも継続的に講座を実施し、認知症の方も暮らしやすい地域づくりを推進します。チームオレンジの活動を拡充し、地域で早期から支援できるシステムづくりを進めます。</p>			

施策名	サービス提供事業所への支援・指導	担当課	高齢介護課
<p>利用者が適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供事業所に対し、従事者の研修参加の促進や定期的な実地指導を行い、サービスの質を向上します。高齢者虐待防止や業務継続計画等の確認を重点的に行い、事業所が適切にサービス提供できるよう指導します。</p>			

② 障がい者支援の充実

施策名	適切なサービス利用の促進	担当課	福祉課
<p>障がいのある人やその家族等のあらゆる困りごとに寄り添い、支援できるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の適切な利用を促進します。福祉行政と事業所が連携し、相談支援専門員が各研修に参加して知識を高め、適切な支援につなげます。</p>			

施策名	就労支援の拡充	担当課	福祉課
<p>企業の障がい者雇用への理解促進に向けた周知・啓発により、障がいのある人の雇用の推進に取り組みます。就労支援員により、就労の可能性がある人等に就労事業所の案内を行い、多くの方に働く喜びを感じてもらえるよう拡充を図ります。</p>			

③ 子育て支援の充実

施策名	相談支援体制の充実	担当課	こども課、健康推進課
<p>こども家庭センターにおいて、保健と福祉が一体的に支援する体制により、こどもと子育て家庭（妊産婦含む）が抱える課題やニーズに応じた切れ目のない支援を実施します。地域子育て支援センターや児童館等、親子が交流できる場で相談支援を行います。</p>			

施策名	子育て支援サービスの充実	担当課	こども課、健康推進課 生涯学習課
<p>延長保育や一時預かり、病児保育など、多様化する子育てのニーズに対応した各種子育て支援サービスを実施します。ファミリー・サポート・センター事業やスマイルチケット事業など、地域の企業や人々との協働による子育て支援や、地域ふれあいルームや児童館などこどもが安心できる居場所を創出します。</p>			

施策名	子育て世帯への経済的支援の充実	担当課	こども課
<p>出産祝い補助金や医療費助成、幼児教育・保育の無償化等、子育て世帯の経済的負担軽減の支援を行います。入学祝い補助金を支給し入学時の経済的負担を軽減するとともに、高校生世代まで医療費の自己負担を助成し、子育て世帯が安心して医療機関を受診できる環境を提供します。</p>			

施策名	ひとり親家庭への支援	担当課	こども課
<p>母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の相談を実施し、相談の内容に応じて適切な支援機関につなぐことで充実した支援を行います。ひとり親家庭の父母に対し相談支援を行うとともに適切な情報を提供します。</p>			

④ 分野横断的な支援の推進

施策名	切れ目のないサービス提供	担当課	高齢介護課、福祉課
<p>高齢、障がい、こども等の各分野において、切れ目のない福祉サービスを提供し、利用者の利便性を向上します。障がい福祉サービスからの移行や介護保険サービス利用者の家族の状況等を踏まえ、担当者会議を開催し、各分野からの情報を集約し、定期的な見守り等の支援を行います。</p>			

施策名	社会福祉法人の地域貢献促進	担当課	福祉課
<p>複雑化・複合化した地域課題を解決するため、社会福祉法人による地域における公益的な取組（日常生活または社会生活上の支援を必要とする人に対する、無料または低額による福祉サービスの提供）が展開されるよう、情報共有や連携を推進します。</p>			

■取組の進捗を測る指標

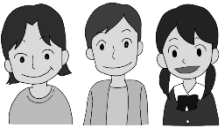
指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
いきいき百歳体操実施箇所数	35箇所	46箇所以上
認知症サポーター数（受講者数）	累計2,999人	累計4,500人
認知症カフェ設置数	3箇所	3箇所
障がい者就労支援利用者数	12人	24人
こども家庭センター相談対応件数	210件	200件



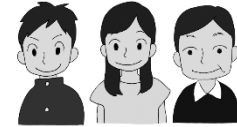
基本施策3 複合的課題への対応強化

ヤングケアラー、8050問題、ひきこもり、不登校、虐待・DV、自殺予防など、表面化しにくい課題を早期に発見し、適切な支援につなげる体制を強化します。関係機関との連携を密にし、「気づき」から「支援」までの切れ目のない対応を推進します。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 身近な人の変化に気づき、「最近どう?」「何か困っていることない?」と声をかけてみましょう。
- ゲートキーパー養成講座に参加し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなぐスキルを学びましょう。
- 虐待やDVに気づいたら、ためらわずに相談窓口や警察に連絡しましょう（通報義務があります）。
- 地域の見守り活動に参加し、子どもや高齢者、障がいのある人など、支援が必要な方の早期発見に協力しましょう。
- 民生委員・児童委員や地域包括支援センター、学校など、相談できる窓口を知っておきましょう。

(2) 施策の展開

① 虐待・DV防止の推進

施策名	虐待・DV防止に向けた周知・啓発の強化	担当課	市民課、こども課 高齢介護課、福祉課
<p>様々な機会を活用し、虐待やDVの防止のための啓発に努めるとともに、市民の通報義務について周知・啓発を行います。児童虐待防止リーフレットの配布、高齢者虐待に関する相談窓口の周知、市ホームページや広報紙による情報発信を強化します。</p>			

施策名	専門的な支援につなげる体制の構築	担当課	市民課、こども課 高齢介護課
<p>各種相談窓口や民生委員・児童委員、教育機関、支援機関、警察等の関係機関との連携を強化し、専門的な支援につなげる体制を構築します。令和6年度に設置した権利擁護推進協議会を中心に、関係機関とのネットワークを強化し、情報共有と課題解決に向けた協議を推進します。</p>			

② 自殺予防の推進

施策名	自殺につながる課題への包括的支援	担当課	健康推進課、福祉課
<p>介護や生活困窮、労働環境、心の健康など、自殺につながる悩みを抱え込まないよう、関係機関との連携により、適切な支援につなげます。自殺未遂者支援ネットワーク会議（消防・警察・病院・保健所）を開催し、未遂者への支援を強化します。</p>			

施策名	ゲートキーパーの養成と相談体制の充実	担当課	健康推進課
<p>自殺予防に向けた啓発や相談窓口の周知を図るとともに、「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成を推進します。市民及び地域活動に取り組む人々、市職員にゲートキーパー養成講座を実施し、自殺につながる悩みを抱える人を適切な支援につなげる体制を充実させます。</p>			

③ 生活困窮者への支援

施策名	生活困窮者の早期把握	担当課	福祉課
<p>生活困窮者の早期把握のため、関係機関との連携体制の充実を図るとともに、生活困窮者の自立促進のため、相談支援員・就労支援員による包括的な支援を推進します。</p>			

施策名	生活困窮者の住まいや仕事の支援	担当課	福祉課
<p>離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。</p>			

④ ひきこもり支援の推進

施策名	ひきこもり当事者への支援	担当課	健康推進課
<p>ひきこもりなど社会的に孤立した人が社会とのつながりを取り戻せるよう、当事者の状況に応じて、精神科医（毎月1回・奇数月は2回）や公認心理士（毎月1回）による個別面談・訪問相談など、専門職による相談支援を行います。</p> <p>また、居場所の定期開設（毎週2回）、ボランティアによる職業体験等を実施します。</p>			

施策名	ひきこもり者の家族への支援	担当課	健康推進課
<p>ひきこもりに悩む家族からの相談への対応や情報提供などの支援を行います。精神科医（毎月1回・奇数月は2回）や公認心理士（毎月1回）による個別面談のほか、講演会の開催、広報紙、市ホームページ、公式LINEによる相談窓口等の周知・啓発に取り組みます。</p>			

⑤ 見守り体制の充実

施策名	地域における見守りの充実	担当課	教育総務課、生涯学習課 福祉課、高齢介護課
<p>子どもや一人暮らしの高齢者、認知症高齢者、障がいのある人など、地域における見守りの充実を促進します。民生委員による一人暮らし高齢者の見守り、青少年センターによるパトロール、登下校の見守りボランティア、「ながら見守り」市内放送など、多様な主体による見守り活動を推進します。</p>			

⑥ 潜在化しやすい課題への対応

施策名	複合的な課題を抱える人の早期発見・早期対応	担当課	福祉課
<p>各種会議や関係機関等との連携を強化し、情報を幅広く収集し、複合的な課題を抱える人の早期発見・早期対応に取り組みます。8050 問題やダブルケア等、制度の狭間にある課題に対し、各関係部署と連携して包括的な支援を実施します。</p>			
施策名	孤独・孤立対策の充実	担当課	こども課
<p>教育機関等との連携によるこどもの貧困やヤングケアラーの実態把握とともに、各種相談窓口や各種調査などを通じ、あらゆる世代の孤独・孤立の実態を把握し、適切な支援につなげます。学校との情報共有を密にし、必要な支援を行います。</p>			

⑦ こども・若者への包摂的支援

施策名	ヤングケアラーへの支援強化	担当課	福祉課、こども課 教育総務課
<p>ヤングケアラー等がいる家庭への訪問支援による家事・育児支援、福祉・介護・医療・教育の連携による早期発見・把握、認知度向上のための広報活動を実施します。こどもの意向に寄り添い、本来享受すべき教育や遊びの機会を確保します。</p>			
施策名	不登校児童生徒への支援	担当課	教育総務課
<p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、教育支援センター（ラ・ポール、ふらっと）での支援、訪問支援員・登校支援員による一人ひとりの状況に応じた支援を提供します。</p>			
施策名	いじめ防止の推進	担当課	教育総務課
<p>有田市いじめ防止等基本方針に基づく未然防止・早期発見・早期対応、いじめアンケートの実施、相談体制の充実、情報モラル教育の強化により、いじめのない学校づくりを推進します。</p>			
施策名	こどもの貧困対策	担当課	教育総務課、こども課 福祉課
<p>学校を窓口とした福祉制度への接続、就学援助の充実、学校給食費無償化、こども食堂等の居場所での学習支援・食事提供により、こどもの貧困の連鎖を断ち切ります。</p>			

■取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
ゲートキーパー養成講座受講者数	累計 464 人	累計 650 人以上
ひきこもり相談支援により他支援につながった人数	25 人(累計)	40 人以上(累計)

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

【重点テーマ】災害時に自ら避難が困難な方への支援の充実

市民アンケートでは「防犯・交通安全、防災体制の充実」が最も求められており（27.9%）、高齢者や身体障がい者など災害発生時や災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難ができるよう、災害時に避難支援を要する避難行動要支援者に個別避難計画を策定し防災体制を整備します。

《成果を測る指標》

避難行動要支援者登録同意者への 個別避難計画作成率を高める	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	50.3%	100%

解決したい！地域のこんな困りごと

ケース①：災害時に支援が必要なのに、準備ができていない

本市では一定の介護度や障がいを有する方など災害発生時に避難支援が必要な方を避難行動要支援者とし、災害時に避難支援が必要な方は約1,000人いますが、名簿登録に同意をしている方は223人（22.6%）で、そのうち個別に避難計画を作成した方は156人（15.8%）となっています。「いざという時」一人でも多くの方の避難を支援する必要があります。

■市民の声

南海トラフ地震が30年以内に発生する確率が高まっているといわれています。避難所までどうやってどこに避難すればいいか、何を持って避難すればいいのかわからず、道はがれきで大変なことになると考えられ、不安を覚えます。

ケース②：一部の地域でしか防災訓練ができていない

避難行動要支援者の情報共有や支援体制構築に向けた訓練を実施している自主防災組織は一部にとどまっており、全市的な展開が課題です。

地域によって防災体制に差があり、「自分の地域は大丈夫なのか」という不安があります。

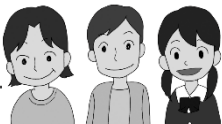
■市民の声

中央地区には安心して避難できる場所がありません。津波が来ても安心できる高さのある頑丈な建物が必要だと感じています。

基本施策1 防災・防犯対策の推進

災害や犯罪から市民を守るため、防災・防犯に関する情報発信を充実するとともに、地域との連携・協働による防災訓練や防犯活動を推進します。特に避難行動要支援者への支援体制を強化し、誰もが安全に避難できる環境を整備します。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 防災行政無線放送、有田市メール、公式LINE等に登録し、災害時の情報を確実に受け取れるようにしましょう。
- 地域の防災訓練や避難訓練に参加し、避難経路や避難場所を確認しておきましょう。
- 家庭で飲料水・食糧や防災道具を確保し、家族で災害時の行動について話し合っておきましょう。
- 日頃から声をかけ合い、災害時に避難を支援し合える体制をつくりましょう。
- 「ながら見守り」など、日常生活の中でできる防犯活動に協力しましょう。
- 不審者情報や特殊詐欺の情報を共有し、地域で注意を呼びかけましょう。
- 企業は、地域の防災訓練に協力し、災害時の支援体制を整えましょう。
- 災害ボランティアセンターの仕組みや機能を知り、災害時にはボランティア活動に参加できるようにしましょう。

(2) 施策の展開

① 防災に関する情報発信と意識向上

施策名	防災情報の多層的な発信	担当課	防災安全課
市民に正確で迅速な情報提供をするため、防災行政無線放送や有田市メール、公式LINE、防災行政ナビ(ライフビジョン)アプリ、広報ありだ、市ホームページ等による多層的な情報発信を推進します。各情報発信手段の認知度向上と登録・利用促進に取り組みます。			

施策名	危機管理意識の向上	担当課	防災安全課
広報ありだや防災出前講座などを通じて、防災などに関する知識の普及に努め、市民や地域の危機管理意識を向上します。各種団体からの講習及び研修依頼に応じ、啓発活動を実施し防災知識の普及を図ります。			

② 地域防災体制の強化

施策名	地域との連携・協働による防災訓練	担当課	防災安全課
<p>防災関係機関や自主防災組織、企業等、地域の多様な主体との連携・協働による防災訓練を実施します。自主防災組織と自治会が主体となり、地域企業、地域の小学校や保育所等と連携した避難訓練・防災訓練を全市的に展開します。</p>			

施策名	地域における防災体制の充実	担当課	防災安全課
<p>地震・津波・洪水のハザードマップの周知・活用に努め、必要な避難場所や避難路等の整備、津波避難ビルの指定を進めます。自主防災組織が実施する避難路整備事業に補助金を交付し、各地域の避難路整備を推進します。</p>			

③ 避難行動要支援者支援の推進

施策名	避難行動要支援者に関する啓発	担当課	防災安全課
<p>高齢者・障がいのある人・傷病者・妊産婦・乳幼児など災害時の避難行動に支援が必要な人たちを災害から守るため、避難や支援に必要な知識の普及に取り組みます。毎年、各地域において高齢者向けに防災講座を実施し、災害時の備えや行動についての知識の普及を図ります。</p>			

施策名	名簿登録・個別計画作成の促進	担当課	福祉課
<p>避難行動要支援者について、連絡先、支援者、安否確認の方法等の整備、把握に努め、名簿への登録や個別計画の作成を促進するとともに、定期的な更新を行います。一定周期ごとに全案件の見直しを実施し、実効性のある支援体制を構築します。</p>			

施策名	災害時の避難体制の整備	担当課	福祉課、防災安全課
<p>避難行動要支援者の避難について、自主防災組織等と連携し、災害時の避難体制の整備や訓練を実施します。避難行動要支援者情報の共有や支援体制の構築に向けた訓練を全市的に展開し、日頃の準備の重要性を関係部署と連携して周知します。</p>			

④ 防犯対策の推進

施策名	市民参加による防犯活動	担当課	防災安全課
<p>防犯関係団体や市職員による青色防犯パトロール、地域住民による「ながら見守り」及び防災安全課職員による早朝巡回を実施し、市民参加の防犯活動を推進します。</p>			

施策名	防犯情報の適切な発信	担当課	防災安全課
<p>市民が不審者情報や事件・事故の情報などを得ることで、防犯意識を高められるよう、警察と協議した上で、防災行政無線放送や有田市メール、公式LINEで情報配信を推進します。特殊詐欺事件等の発生が危惧される場合は、警察との連携により抑止対策を講じます。</p>			

施策名	地域における防犯意識の向上	担当課	防災安全課
警察等と連携しながら、広報ありだ等を通じて、犯罪被害にあわないために家庭や地域でできることの周知や「自分の安全は自分で守る」意識の向上に取り組みます。			

⑤ こどもの安全対策の強化

施策名	通学路の安全確保 (合同点検、セーフティネットの日)	担当課	防災安全課、青少年センター 教育総務課、建設課
<p>有田市通学路交通安全プログラムに基づき、3年に1回すべての小中学校の通学路の合同点検を実施し、対策が必要な箇所について警察や道路管理者等に改善要望を行います。</p> <p>通学路セーフティネットの日（年6回）には全小学校が参加し、教員や保護者等が登校時に通学指導を行います。</p> <p>青色防犯パトロール、防犯カメラ・防犯灯を整備し、安全な環境を確保します。</p>			

施策名	登下校時の「ながら見守り」活動、青色防犯パトロール	担当課	生涯学習課
<p>登下校時などにおいて犯罪者に機会を与えないよう「ながら見守り」活動の協力を地域住民に要請し、登下校時の児童生徒の安全確保を図ります。</p> <p>青色防犯パトロールを実施し、犯罪抑止機能を高めます。小学校区内の「きしゅう君の家」を児童がグループに分かれて訪問し、台紙にシールを集めながら確認します。</p> <p>警察や地域の関係団体に協力していただくことで地域の人々に見守られていることを実感してもらうとともに、地域について学ぶ機会とします。地域全体での見守り体制を構築します。</p>			

施策名	交通安全教室、自転車ヘルメット着用の徹底	担当課	教育総務課
交通安全教室を実施し、警察と連携した交通安全教育を行います。自転車ヘルメット着用を徹底し、交通事故から子どもを守ります。			

施策名	保育所等の散歩コースの安全点検	担当課	こども課
保育所、認可外保育所、通所支援事業所等の未就学児のお散歩コースについて、合同点検を実施し、危険箇所への対策を講じます。			

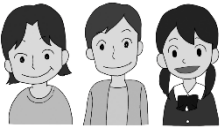
■取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和6年4月1日)	目標値 (令和11年度末)
避難行動要支援者個別計画作成率	50.3% (89件/177人)	100%

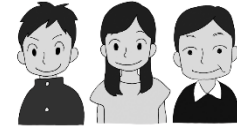
基本施策2 誰もが暮らしやすい環境整備

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安全で快適に暮らせる環境を整備するため、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、移動支援の充実、住まいの確保支援に取り組みます。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を理解し、地域での実践に協力しましょう。
- デマンドバス等の公共交通を積極的に利用し、移動手段の維持に協力しましょう。
- 移動に困っている高齢者や障がいのある人を見かけたら、声をかけて手伝いましょう。
- 企業や事業所は、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に取り組みましょう。
- 住宅の賃貸事業者は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録に協力しましょう。

(2) 施策の展開

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

施策名	公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	担当課	都市整備課
<p>建築物、道路などの公共施設の整備や改修にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮します。民間施設に対しても啓発活動を行い、誰もが安全に暮らせる環境づくりを推進します。宮原小学校跡地複合公共施設、新有田市立病院、都市計画道路等の整備において、バリアフリー・ユニバーサルデザインを標準として設計・施工を実施します。</p>			

② 移動支援の充実

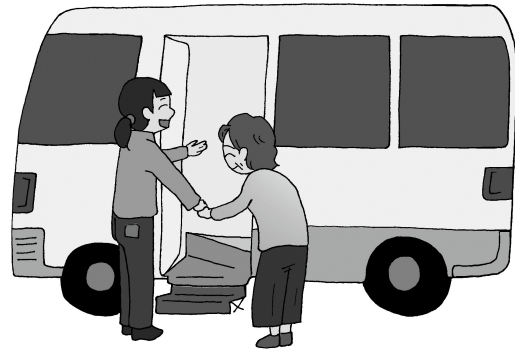
施策名	デマンドバスの利用促進と拡充	担当課	経営企画課、福祉課
<p>車を使用しない人や運転免許証返納者の移動手段の確保、地域の取組を活かした買い物弱者対策、高齢者や障がいのある人などの社会参加・外出支援等のため、デマンドバスの利用を促進します。路線改編やバス停の増加、高齢者用チケットの配布等により利用促進を図るとともに、さらなる拡充・強化に取り組みます。</p>			

③ 住まいの確保支援

施策名	住宅セーフティネット制度の活用促進	担当課	都市整備課
<p>高齢者や障がいのある人などの生活や住宅に配慮を必要とする人の住まいを確保するため、市民福祉部と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（住宅セーフティネット制度）の活用を促進します。居住サポート住宅認定システムの活用、居住支援協議会への参画により、住宅確保要配慮者への支援を強化します。</p>			

■取組の進捗を測る指標

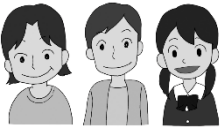
指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
デマンドバス乗車人員	24,222人	25,000人以上



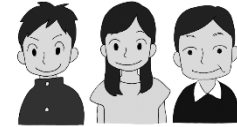
基本施策3 効果的な情報提供・共有の推進

誰もが必要な情報にアクセスできるよう、多様な媒体を活用した情報発信を推進します。特に高齢者等のデジタルデバイド解消に向けた学習機会を提供するとともに、相談窓口の認知度向上に取り組めます。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 広報ありだ、市ホームページ、公式LINE等を活用し、必要な情報を積極的に入手しましょう。
- スマートフォン講習会等に参加し、デジタル機器の使い方を学びましょう。
- 高齢者等がデジタル機器を使えるよう、家族や地域で教え合いましょう。
- 困りごとがあるときは、どこに相談すればよいか情報を集めておきましょう。
- 企業や団体は、従業員や会員に対し、福祉に関する制度やサービスの情報を提供しましょう。

(2) 施策の展開

① 制度・サービスの情報発信

施策名	多様な媒体による情報発信	担当課	秘書広報課、福祉課 健康推進課、高齢介護課
<p>広報ありだや市ホームページ、公式LINEのチャットボット機能などを活用し、制度やサービスをわかりやすく発信します。読みやすさ・視覚的にわかりやすい紙面構成の見直しやタイムリーな情報発信により、高齢者から子育て世代まで幅広い年齢層の市民が利用しやすいよう、必要な情報にアクセスできる発信体制を整えます。</p>			

② デジタル格差解消の推進

施策名	ICTの利用に向けた支援	担当課	総務課
<p>高齢者などがインターネットやSNS等、多様な媒体から情報を得ることができるよう、ICTについて学ぶ機会を設けます。地域内の関係団体と連携したスマートフォン教室を継続的に実施し、誰もがデジタル情報から取り残されることなくアクセスできる環境づくりに取り組めます。</p>			

③ 相談窓口の周知強化

施策名	相談窓口の認知度向上	担当課	福祉課、高齢介護課
<p>地域の困りごと、虐待・DV、生活困窮、ひきこもり、権利擁護等、支援を必要とする人に対する相談窓口の周知を強化します。市ホームページ、広報紙、チラシ配布、イベント開催時、高齢者宅訪問時等、あらゆる機会を活用し、相談窓口の認知度向上に取り組みます。</p>			

施策名	地域課題や制度に関する情報共有	担当課	福祉課
<p>地域活動などに活かしてもらいことができるよう、地域課題や各種支援制度などについて、関係機関、団体と情報を共有します。各支援制度の研修資料を関係機関に回覧するなど、積極的な情報共有を推進します。</p>			

■取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
市公式LINE登録者数	8,679人	10,000人以上
スマートフォン講習会参加者数	37人	70人



基本目標4 権利が守られ尊厳を持って暮らせるまちづくり

【重点テーマ】 制度の周知啓発と利用促進

市ホームページでの制度紹介や研修会の開催（令和5年度1回開催 64名参加）、パンフレット配布等により周知啓発に努めていますが、潜在的なニーズを持つ市民への効果的な周知方法の確立が必要です。

認知症や障がいにより判断能力が不十分になった時、財産管理や契約行為で困る方が多くいます。成年後見制度利用支援事業要綱を改正し、令和7年4月1日から施行することにより、支援対象者の範囲を拡大し、経済的負担の軽減と制度利用の促進を図ります。

《成果を測る指標》

「成年後見制度に関する相談件数」 を増やす	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
	14件	30件以上

解決したい！地域のこんな困りごと

ケース①：制度を知らないまま困っている

認知症や障がいにより判断能力が不十分になった時、財産管理や契約行為で困る方が多くいます。成年後見制度という支援の仕組みがあることを知らないまま、家族だけで抱え込んでいるケースがあります。

■市民の声

90歳ぐらいの夫婦が2人で生活している身内がいます。毎日のように見回りをしていますが大変です。今後、判断能力が低下した時のことが心配です。

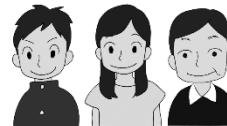
基本施策1 成年後見制度の周知啓発

成年後見制度の適切な利用を促進するため、市民や関係機関への周知啓発を強化します。制度の内容だけでなく、相談窓口や利用方法についてもわかりやすく情報提供します。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 成年後見制度について学ぶ機会があれば、積極的に参加してみましよう。
- 認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になった場合に備え、制度について知っておきましょう。
- 身近に制度の利用が必要と思われる方がいたら、相談窓口を紹介しましょう。
- 民生委員・児童委員、ケアマネジャー、相談支援専門員などは、制度が必要な方を早期に発見し、相談窓口につなぎましょう。
- 企業や金融機関は、権利擁護推進協議会等を通じて、制度の理解を深め、必要な支援に協力しましょう。

(2) 施策の展開

① 制度の周知啓発

施策名	多様な手法による周知啓発	担当課	高齢介護課、福祉課
<p>誰もが安心して地域での生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知啓発を行います。広報紙、市ホームページ、イベント開催時のパンフレット配布等に加え、研修会や説明会を継続的に開催し、市民・関係者の制度理解を促進します。高齢者だけでなく、障がいのある方への制度案内も含め、幅広い対象への周知を図ります。</p>			

基本施策2 制度利用の支援と体制整備

成年後見制度の利用が必要な方が適切に制度を利用できるよう、相談支援体制を充実するとともに、経済的負担の軽減や成年後見制度における市長申立の活用により、制度利用を促進します。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 制度の利用について相談したいことがあれば、地域包括支援センター（中核機関）や福祉課に相談してみましょう。
- 親族だけで判断が難しい場合は、専門機関に相談しましょう。
- ケアマネジャーや相談支援専門員は、制度の利用が必要と思われる方について、中核機関や関係機関と連携し支援しましょう。

(2) 施策の展開

① 相談支援と制度利用へのつなぎ

施策名	適切な支援機関・制度利用へのつなぎ	担当課	高齢介護課、福祉課
成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて適切な支援機関や制度利用につなぎます。制度の申立て支援のほか、他の制度が適切と思われる場合には、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業へのつなぎなどを実施します。内容に応じた適切な支援機関、制度利用に結び付ける相談支援を推進します。			

施策名	成年後見制度利用に係る費用負担の軽減	担当課	高齢介護課、福祉課
成年後見制度利用支援事業要綱の改正（令和7年度から適用）により、支援対象者の範囲を拡大します。成年後見制度の申立費用や後見人報酬など、経済的な負担軽減により、制度の利用促進を図ります。			

② 成年後見制度における市長申立の適切な活用

施策名	成年後見制度における市長申立の積極的活用	担当課	高齢介護課、福祉課
<p>成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合などに、後見等開始の審判を市長が家庭裁判所に申立てる、成年後見制度における市長申立の適切な活用に取り組みます。制度利用が適切と思われる方で、本人や親族の申立てが期待できない場合は、適時適切に制度を活用します。</p>			

③ 福祉サービス利用援助事業からの円滑な移行

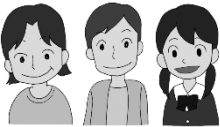
施策名	福祉サービス利用援助事業からのスムーズな移行支援	担当課	高齢介護課、福祉課
<p>福祉サービス利用援助事業利用者について、成年後見制度の利用が適当な場合は、制度へのスムーズな移行ができるよう、有田市社会福祉協議会と継続的に情報共有を行います。制度利用が適切と思われる方について、本人の状況に応じた移行支援を実施します。</p>			



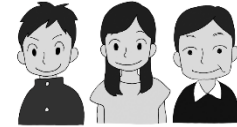
基本施策3 権利擁護支援のネットワーク構築

法律・医療・福祉の専門職団体や関係機関が連携し、地域における権利擁護を支援するネットワークを構築します。成年後見制度の利用促進を担う中核機関を中心に、地域連携の推進役として機能を強化します。

(1) 地域でできること



みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、権利擁護推進協議会に参加し、専門性を活かした支援を行いましょ。
- 医療機関、金融機関は、制度が必要な方の早期発見と相談窓口へのつなぎに協力しましょ。
- 福祉事業所は、利用者の権利擁護が必要な状況に気づいたら、中核機関や関係機関に相談しましょ。
- 民生委員・児童委員は、地域での見守り活動を通じて、権利擁護が必要な方を早期に発見し、支援につなぎましょ。

(2) 施策の展開

① 権利擁護推進協議会の運営

施策名	ネットワークの構築と強化	担当課	高齢介護課、福祉課
<p>地域における権利擁護を支援するため、法律・福祉・医療の専門職団体や関係機関などが連携するネットワークを構築します。</p> <p>権利擁護推進協議会を定期的に開催し、金融機関、医療機関を含む関係機関とのネットワーク構築、情報共有に努め、より実効性のある協議体として機能させます。</p>			

② 中核機関の機能強化

施策名	中核機関の機能充実	担当課	高齢介護課、福祉課
<p>法律・福祉などの専門的な支援や関係機関からの協力を得て、地域における連携・対応強化の推進役を担う中核機関の機能を充実します。令和6年度に地域包括支援センターに設置した中核機関にて、成年後見制度に関する相談対応、周知・啓発を継続して行うとともに、関係部署（福祉相談係等）との連携により、高齢者だけでなく障がいのある方への支援も含めた包括的な権利擁護支援体制を構築します。</p>			

■取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
成年後見制度に関する相談件数	14件	30件以上
成年後見制度における市長申立実施件数	累計3件 (令和4～6年度)	適切なケースでの 積極的活用
権利擁護推進協議会開催回数	1回	年2回
成年後見制度研修会開催回数	1回 (令和5年度)	年1回以上



第5章 計画の推進

(1) 協働による計画の推進

本計画の推進では、市民や地域、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、取組を進めていくことが必要です。地域福祉の充実は、自助・互助・共助・公助の機能が相互に連携・補完・補強し合いながら進めていくことが基本であり、それぞれの担い手が、それぞれの役割を果たして協働していくことが、持続可能な地域福祉の推進につながります。

そのため、市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、その他関係機関・団体と連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組みます。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として、行政と連携し市民参加の支援や活性化を目指して、各種事業を実施していきます。

行政の役割として、市民、地域、各種の団体等が地域福祉に関する取組を円滑に進められる環境整備の支援、ネットワークの構築、将来的な地域課題の研究などを重ねていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内の関係各課等との施策の調整等を行うなど、横断的な連携による一体的な計画の推進に努めるとともに、計画の点検・評価については、PDCAサイクルに基づいて実施します。

Plan (計画)

目標及び目標の実現のための計画を設定する

Do (実行)

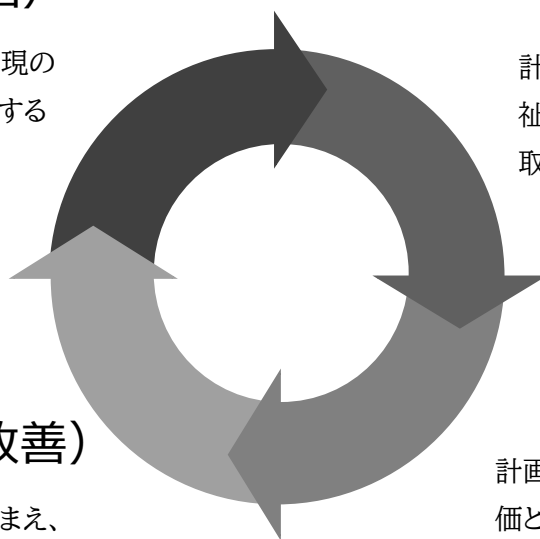
計画に沿って市や社会福祉協議会の事業・住民の取組を推進

Check (点検・評価)

計画の進行状況の点検・評価とともに、課題や目指す方向性の協議・検討を行う

Action (改善)

計画の評価等を踏まえ、見直しや改善を実施する



資料編

統計資料

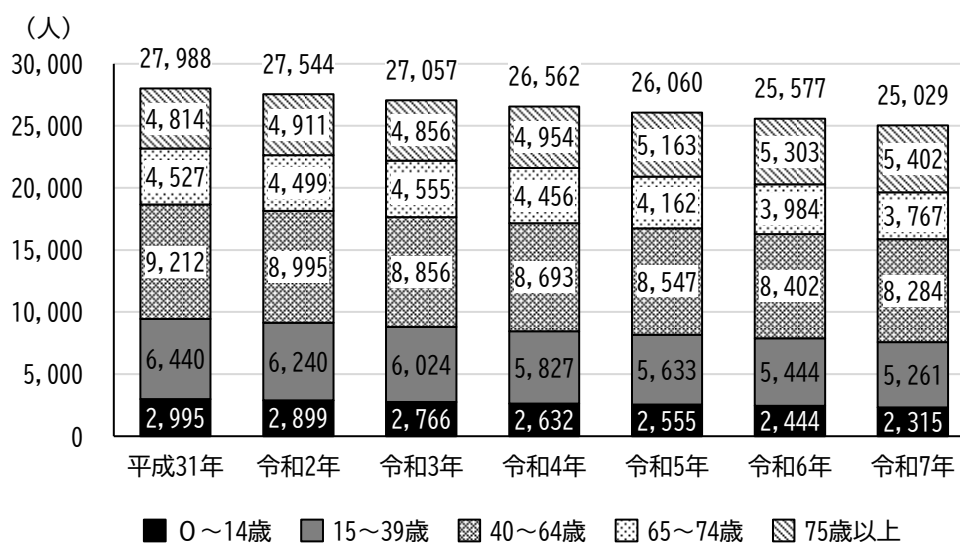
(1) 人口と世帯の状況

① 人口の状況

本市の総人口は、平成31年の27,988人から令和7年の25,029人へと継続的な減少傾向を示しており、6年間で2,959人減少しています。

年齢階層別の人口動向については、0～14歳では平成31年の2,995人から令和7年には2,315人へと680人減少。15～39歳は6,440人から5,261人へと1,179人減少し、40～64歳も9,212人から8,284人へと928人の減少となっています。

65～74歳の前期高齢者は平成31年の4,527人から令和7年には3,767人へと760人減少する一方で、75歳以上の後期高齢者は4,814人から5,402人へと588人増加しています。

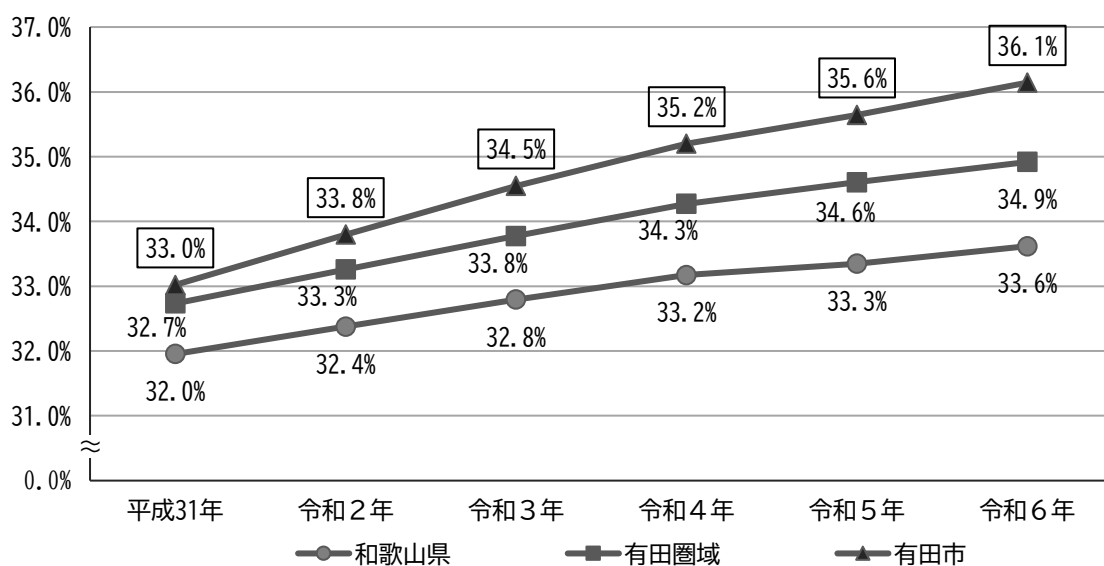


資料：有田市（各年4月1日）

② 高齢化率

本市の高齢化率は、平成31年の33.0%から令和6年の36.1%へと継続的な上昇傾向を示しており、6年間で3.1ポイントの増加となっています。

本市の高齢化率は、和歌山県全体及び有田圏域と比較して常に高い水準で推移しています。令和6年時点では、和歌山県の33.6%、有田圏域の34.9%に対し、有田市は36.1%となっており、県平均を2.5ポイント、圏域平均を1.2ポイント上回っています。

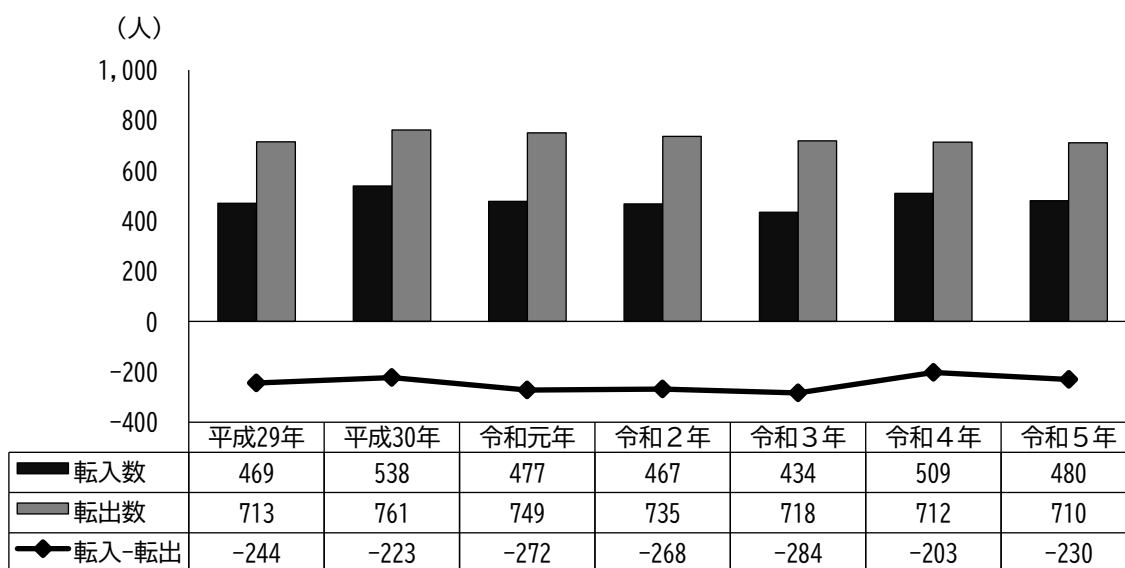


資料：和歌山県における高齢化の状況（各年1月1日）

③ 転入・転出の状況

本市の転出入状況は、平成29年から令和5年にかけて継続的な社会減の状態が続いており、転出数が転入数を大幅に上回る構造的な人口流出が発生しています。7年間の社会減の累計は1,724人に達し、年平均約246人の人口流出が続いています。

転入数は平成29年の469人から令和5年の480人へと微増しているものの、全期間を通じて430人台から530人台の範囲で推移し、大きな変動はみられません。一方、転出数は平成29年の713人から令和5年の710人とほぼ横ばいで推移しており、700人台前半を維持しています。



資料：住民基本台帳人口移動報告 年報

④ 地区別の状況

本市の8地区における人口分布は大きな格差があり、保田地区が5,379人で最も多く、次いで中央地区4,559人、宮原地区4,247人となっています。一方、糸我地区は1,483人と最も少なくなっています。

高齢化率には地区間で顕著な差異が見られ、初島地区が40.95%で最も高く、港地区40.25%、箕島地区39.43%となっています。これらの地区は市全体の高齢化率36.63%を大幅に上回っており、特に沿岸部や中心市街地周辺で高齢化が深刻となっています。

一方、保田地区34.58%、宮原地区34.57%は相対的に高齢化率が低く、地区間で約6ポイントの格差が生じています。

75歳以上の後期高齢者数は、保田地区1,040人、中央地区920人、宮原地区866人の順に多く、これら3地区で全体の52.3%を占めています。

単位：人

	初島地区	港地区	箕島地区	宮崎地区	保田地区	宮原地区	糸我地区	中央地区 (逢井、小豆島 地区含む)	全体
0～14歳	184	184	179	236	526	431	141	434	2,315
15～39歳	455	395	430	504	1,202	922	303	1,050	5,261
40～64歳	835	640	666	944	1,791	1,426	505	1,477	8,284
65～74歳	391	335	296	410	820	602	235	678	3,767
75歳以上	631	486	534	626	1,040	866	299	920	5,402
合計	2,496	2,040	2,105	2,720	5,379	4,247	1,483	4,559	25,029
高齢化率	40.95%	40.25%	39.43%	38.09%	34.58%	34.57%	36.01%	35.05%	36.63%

資料：有田市（令和7年4月1日）

(2) 配慮の必要な人の状況

① 高齢者の状況

本市の65歳以上高齢者数は、平成31年の9,326人から令和6年の9,297人へと微減傾向で推移しており、前期高齢者が減少し、後期高齢者が増加していることにより、高齢者全体としては横ばいから微減の状況となっています。

一人暮らし高齢者数は平成31年の2,339人から令和6年の2,578人へと239人増加しており、高齢者全体が微減する中で一人暮らし高齢者は着実に増加しています。特に令和5年から令和6年にかけては48人の増加となっており、増加ペースが加速している傾向がみられます。

一人暮らし高齢者の割合は平成31年の25.1%から令和6年の27.7%へと2.6ポイント上昇しています。

和歌山県や有田圏域と比較して、本市の一人暮らし高齢者割合は、常に高い水準で推移しています。令和6年時点では、和歌山県30.7%、有田圏域25.5%に対し、有田市は27.7%となっており、圏域平均を2.2ポイント上回っています。

単位：人

	平成31年			令和2年			令和3年		
	65歳以上 高齢者数	一人暮らし 高齢者数	一人暮らし 高齢者の 割合	65歳以上 高齢者数	一人暮らし 高齢者数	一人暮らし 高齢者の 割合	65歳以上 高齢者数	一人暮らし 高齢者数	一人暮らし 高齢者の 割合
和歌山県	308,220	68,110	22.1%	308,961	69,100	22.4%	309,814	71,386	23.0%
有田圏域	24,213	5,458	22.5%	24,237	5,636	23.3%	24,272	6,039	24.9%
有田市	9,326	2,339	25.1%	9,374	2,450	26.1%	9,411	2,420	25.7%
	令和4年			令和5年			令和6年		
	65歳以上 高齢者数	一人暮らし 高齢者数	一人暮らし 高齢者の 割合	65歳以上 高齢者数	一人暮らし 高齢者数	一人暮らし 高齢者の 割合	65歳以上 高齢者数	一人暮らし 高齢者数	一人暮らし 高齢者の 割合
和歌山県	310,188	70,421	22.7%	308,293	74,742	24.2%	307,028	94,381	30.7%
有田圏域	24,258	5,430	22.4%	24,116	5,879	24.4%	23,963	6,112	25.5%
有田市	9,403	2,489	26.5%	9,344	2,530	27.1%	9,297	2,578	27.7%

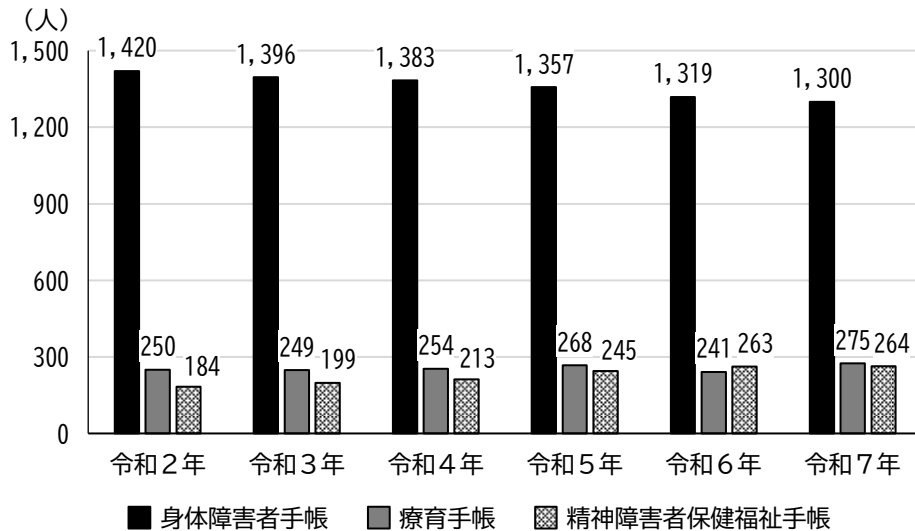
資料：和歌山県における高齢化の状況（各年1月1日）

② 障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は令和2年の1,420人から令和7年の1,300人へと120人減少しています。

療育手帳所持者数は令和2年の250人から令和7年の275人へと25人増加しており、年による変動はあるものの全体として増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2年の184人から令和7年の264人へと80人の大幅な増加がみられ、最も顕著な伸びを示しています。



資料：有田市福祉課（各年4月1日）

③ 生活困窮者の状況

本市の生活保護受給世帯数は、6年間を通じてほぼ横ばいで推移しています。令和5年度に169世帯でピークを迎え、その後2年連続で減少に転じています。

生活保護受給者数は令和2年度の179人から令和7年度の174人へと5人の減少となっています。令和5年度の188人をピークとして、その後は減少傾向で推移しており、直近2年間で14人の減少となっています。

単位：世帯・人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給世帯数	158	159	164	169	163	157
受給者数	179	185	186	188	181	174

資料：有田市福祉課（令和7年度は6月末時点）

生活困窮に関する新規相談受付数は、令和2年度の218件から減少傾向で推移しており、令和6年度で25件となっています。

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談受付数	218	177	52	44	25	10

資料：有田市福祉課（令和7年度は6月末時点）

(3) 地域福祉活動の状況

① 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の年間活動日数は、令和2年度の6,817日から令和6年度の6,888日へと71日の微増となっており、5年間を通じて6,500日から7,800日台で推移しています。

令和5年度に7,828日で最も多い活動日数となっており、令和6年度は6,888日と前年比940日減少しています。

訪問回数は令和2年度の6,913回から令和6年度の6,794回へと119回の微減となっており、活動日数とほぼ連動した推移を示しています。令和4年度に6,094回まで減少した後、令和5年度に7,018回まで回復し、令和6年度は再び減少に転じています。

単位：日・回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
活動日数	6,817	6,963	6,593	7,828	6,888	2,271
訪問回数	6,913	6,829	6,094	7,018	6,794	2,589

資料：有田市福祉課（令和7年度は9月末までの数値のため参考値）

② 老人クラブの状況

老人クラブ会員数は、令和2年の2,184人から令和7年の1,692人へと、6年間で492人減少しています。特に令和5年から令和6年にかけては144人、令和6年から令和7年にかけては147人と、近年減少ペースが加速している傾向がみられます。

老人クラブ加入率は、令和2年の23.21%から令和7年の18.45%へと4.76ポイント減少しています。

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
会員数	2,184	2,128	2,061	1,983	1,839	1,692
65歳以上加入率	23.21%	22.61%	21.90%	21.27%	19.80%	18.45%

資料：有田市老人クラブ連合会（各年4月1日）

③ ボランティアの状況

ボランティア会員数は、令和2年の693人から令和7年の596人へと97人減少しています。令和2年から令和3年は横ばいを維持しましたが、令和4年以降は継続的な減少傾向にあり、特に令和3年から令和4年にかけては61人の大幅な減少となっています。

ボランティア団体数は令和2年・3年の16団体から令和6年・7年の13団体へと3団体の減少となっており、組織基盤の縮小が進んでいます。

個人ボランティアは令和2年・3年の25人から令和7年の8人と減少し、令和4年以降は一桁台で推移しています。

プロボノ事業所数は6事業所で一貫して安定しており、企業等による社会貢献活動は継続的に維持されています。

単位：人・団体・事業所

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
会員数	693	693	632	610	594	596
団体数	16	16	14	14	13	13
個人ボランティア	25	25	9	8	6	8
プロボノ事業所	6	6	6	6	6	6

資料：有田市社会福祉協議会（各年4月1日）

※プロボノ事業所…専門知識や技術を活かして社会貢献活動を行う介護事業所等。

(4) 防災の状況

① 避難行動要支援者の状況

災害時要支援者避難支援計画（個別計画）の作成件数は、令和4年度に作成を開始して以降、令和7年4月1日現在までに170件を作成しています。一方で登録者数223人に対する作成率は76.2%で、登録者の約4分の1がまだ個別計画未作成の状況となっています。避難行動要支援者対象者数は、概ね1,000人前後で推移しており、避難行動要支援者として実際に登録された人数は、令和4年の196人から令和7年の223人へと27人増加しています。

単位：人・件

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
避難行動要支援者対象者数	1,171	995	1,026	987
避難行動要支援者登録者数	196	166	177	223
災害時要支援者避難支援計画（個別計画）作成件数	0	1	89	170

資料：有田市福祉課（各年4月1日）

② 災害ボランティアの状況

災害ボランティア登録者数は、令和2年の214人から令和7年の218人へと4人微増しており、6年間を通じて200人台前半で安定的に推移しています。

災害ボランティア登録団体数は令和2年から令和6年まで5団体で一定を保った後、令和7年に6団体へと1団体増加しています。

個人登録者数は令和2年の5人から令和7年の12人と緩やかに増加しており、個人での災害ボランティア参加への関心が高まっていることがうかがえます。

単位：人・団体

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
登録者数	214	213	206	210	210	218
登録団体数	5	5	5	5	5	6
個人登録者数	5	6	7	7	7	12

資料：有田市社会福祉協議会（各年4月1日）

用語集

アルファベット・数字

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のことです。身体的暴力だけでなく、精神的暴力（暴言、脅迫、無視など）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、性的暴力なども含まれます。被害者の人権を著しく侵害する行為であり、早期発見・早期対応と被害者の保護・自立支援が重要です。

8050 問題

80 代の親が 50 代のひきこもり状態にあるこどもの生活を支えている世帯が抱える問題のことです。親の高齢化に伴い、介護と経済的困窮が同時に発生し、世帯全体が社会的に孤立するリスクが高まります。

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず、自ら相談に訪れることができない人に対して、支援者側から積極的に働きかけ、支援につなげていく活動のことです。訪問支援や出張相談などの方法により、支援の必要な人を早期に発見し、必要なサービスや支援に結びつけることを目的とします。

インクルーシブ

年齢、性別、障がいの有無、国籍、経済状況などに関わらず、すべての人が排除されることなく、社会の一員としてともに生活し、活動できる状態を指す言葉です。「包摂的」「包含的」と訳されます。インクルーシブな社会づくりは、地域共生社会の実現において重要な考え方となっています。

か行

協議体

地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、多様な主体間の情報共有や連携・協働を推進するための話し合いの場です。自治会、民生委員、介護事業者、NPO、ボランティアなどが参加し、地域の課題やニーズを共有しながら、支え合いの仕組みづくりを進めます。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護が必要な人やその家族の相談に応じ、適切な介護サービスの利用に向けて支援する専門職です。利用者の心身の状況や生活環境、希望等を踏まえてケアプラン（介護サービス計画）を作成し、サービス事業者との調整や利用状況の継続的な確認を行います。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。特に自殺予防の分野で重視されており、「命の門番」とも呼ばれます。特別な資格は必要なく、適切な研修を受けることで、地域の身近な支え手として活動することができます。

権利擁護

認知症や障がい等により判断能力が十分でない人や、虐待を受けている人などの権利を守り、その人らしい生活を支援することです。成年後見制度の利用支援、虐待の防止や早期発見・対応、日常生活自立支援事業などが含まれます。

権利擁護推進協議会

成年後見制度の利用促進に向けて、地域における権利擁護支援の体制づくりを推進するための協議会です。弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職や、医療・福祉・地域の関係機関が参加し、地域連携ネットワークの構築や中核機関の機能強化、後見人支援などについて協議します。

さ行

サロン活動

地域住民が気軽に集まり、交流や情報交換を行う場のことです。高齢者の閉じこもり防止や介護予防、子育て中の親の仲間づくりなど、様々な目的で開催されます。お茶を飲みながらのおしゃべりや、趣味活動、軽い体操などを通じて、地域のつながりづくりや孤立防止に役立っています。

重層的支援体制整備事業

こども、高齢者、障がい者、生活困窮者などの分野を超えて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制を整備する事業です。「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、地域共生社会の実現を目指します。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援や介護予防サービスの充実に向けて、地域の資源やニーズを把握し、関係者のネットワークづくりを進める役割を担う人です。協議体の運営支援、ボランティアなどの生活支援の担い手の養成、地域の支え合いの仕組みづくりなどを行います。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り、生活を支援する制度です。本人に代わって財産管理や契約行為を行う「後見人」を家庭裁判所が選任します。「法定後見制度」と、判断能力が十分なうちに将来に備える「任意後見制度」があります。

た行

地域共生社会

制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながることで、すべての住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、介護・医療・福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会のことです。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・福祉・医療などの様々な相談に対応し、必要な支援につなげる総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が配置され、介護予防事業、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などを行います。

中核機関

成年後見制度の利用促進に向けて、相談対応、制度の広報・啓発、関係機関との連携体制づくりなどを行う地域の拠点のことです。権利擁護推進協議会の事務局機能を担い、成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに、後見人への支援なども行います。

な行

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことです。自治体や企業などが実施する「認知症サポーター養成講座」を受講することで、誰でも認知症サポーターになることができます。特別な活動を求められるものではなく、日常生活の中で認知症の人に対してできる範囲で手助けをする「応援者」です。

は行

避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人のことです。本人の同意を得て避難行動要支援者名簿に登録され、個別避難計画の作成が進められます。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。赤地に白の十字とハートのデザインで、カバンなどに付けて使用します。

ま行

民生委員・児童委員

地域住民の立場から、福祉に関する相談や支援を行う民間のボランティアです。厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の生活状況の把握、相談・助言、福祉サービスの情報提供、関係機関への橋渡しなどを行います。民生委員は児童委員を兼ねており、こどもや子育てに関する支援も行います。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものことです。障がいや病気のある家族の介護や世話、幼いきょうだいの世話、家事、家族の感情面のサポートなどを担っており、そのために学業や友人関係、進路選択などに影響が出る場合があります。こども自身が支援を必要としていることに気づいていない場合も多く、早期発見と適切な支援が重要です。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が利用しやすいように、製品、建物、環境などを設計する考え方のことです。段差のない施設、わかりやすい案内表示、多言語対応なども、ユニバーサルデザインの実践例です。

ら行

ライフステージ

人の一生を年齢や生活の変化に応じて区分した段階のことです。乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期など、それぞれの段階で異なる生活課題やニーズがあります。地域福祉では、各ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供することが重要とされています。

老人クラブ

概ね60歳以上の高齢者が自主的に組織し、地域を基盤として、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりなどの活動を行う団体のことです。趣味活動やレクリエーション、社会奉仕活動、世代間交流などを通じて、高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進し、地域を豊かにする社会活動を行っています。

策定経過

月 日	調査名・会議名等	内 容
令和7年 1月27日(月)～ 2月9日(日)	市民アンケート調査	有田市在住の18歳以上の方 1,500人を対象として実施
令和7年 3月26日(水)	第4次有田市 地域福祉計画策定委員会 (第1回)	・第4次有田市地域福祉計画アンケート 調査結果報告について ・計画策定スケジュールについて
令和7年 4月21日(月)～ 5月20日(火)	事業所アンケート調査 団体アンケート調査	事業所：市内の介護・医療・福祉サービスの 提供事業所 団体：市内で地域活動をしている団体
令和7年6月	中学生アンケート	有田市立有和中学校2年生を対象に実施
令和7年 8月20日(水)	第4次有田市 地域福祉計画策定委員会 (第2回)	・第4次有田市地域福祉計画骨子について ・計画策定スケジュールについて
令和7年 11月5日(水)	第4次有田市 地域福祉計画策定委員会 (第3回)	・第4次有田市地域福祉計画素案について ・計画策定スケジュールについて
令和7年 12月10日(水)～ 12月23日(火)	パブリックコメント	
令和8年 1月22日(木)	第4次有田市 地域福祉計画策定委員会 (第4回)	・第4次有田市地域福祉計画案について

有田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

○有田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年1月31日有田市訓令第2号

改正

平成26年2月28日訓令第1号

令和2年11月30日訓令第40号

令和5年3月31日訓令第28号

有田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条の規定に基づき有田市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、有田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の立案・策定に関すること。
- (2) 計画の調査研究に関すること。
- (3) 地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、17人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、福祉、保健及び医療関係者等並びに公募により選出された者から、市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、3年以内とし、再任することができる。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 第3条第2項の委員が会議に出席できないときは、委員長の判断により代理出席を認めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、市民福祉部福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

付 則（平成26年2月28日訓令第1号）

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

付 則（令和2年11月30日訓令第40号）

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日訓令第28号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

有田市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	分野	役職	氏名	備考
1	学識経験者	相愛大学名誉教授	桑原 義登	委員長
2	福祉	社会福祉法人 守皓会 田鶴苑 施設長	吉田 愉美	
3		有田圏域基幹相談支援センター センター長	中 博人	
4		社会福祉法人 有田ひまわり福祉会 理事長	山口 育子	
5		社会福祉法人 桜樹 理事長	野田 ちよみ	
6		湯浅公共職業安定所 所長	小林 伸行	~R7.3月
			前田 英昭	R7.4月~
7		一般社団法人 和歌山県社会福祉士会 会長	玉置 薫	副委員長
8		社会福祉法人 有田市社会福祉協議会 事務局長	久保田 善則	
9	保健	湯浅保健所 所長	北内 京子	~R7.3月
			形部 裕昭	R7.4月~
10	医療	有田市医師会 会長	中元 耕一郎	
11	教育	有田市小中学校校長会 副会長 (箕島小学校 校長)	中山 眞弘	~R7.3月
		有田市小中学校校長会 (保田小学校 校長)	出口 雄三朗	R7.4月~
12	民生委員	有田市民生児童委員協議会 会長	濱田 澄夫	副委員長
13	行政	市民福祉部長	上田 敏寛	

第4次有田市地域福祉計画

発行年月：令和8年3月

発行：有田市 市民福祉部 福祉課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

TEL：0737-83-1111 FAX：0737-83-6205

URL：<https://www.city.arida.lg.jp/>

